

平成28年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託等事業

平成28年2月
環境省



目次

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を強力に推進し、2030年度に2013年度比26%削減する我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標とその先の抜本的な排出削減を着実に実行するため、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

地方公共団体又は民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）	1
公共施設等先進的 CO ₂ 排出削減対策モデル事業	3
上水道システムにおける省 CO ₂ 促進モデル事業（厚生労働省連携事業）	4
木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（経済産業省連携事業）	5
廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業	6
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	7
低炭素型廃棄物処理支援事業	9
地域における LED 照明導入促進事業	10
設備の高効率化改修支援モデル事業	11
業務用ビル等における省 CO ₂ 促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）	12
低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	13
省 CO ₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業（国土交通省等連携事業）	14
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）	17
先進環境対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）	18
L2 - Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業	19
CO ₂ 削減ポテンシャル診断推進事業	20
再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	21
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	22
離島の低炭素地域づくり推進事業	23
地域経済と連携した省 CO ₂ 化手法促進モデル事業	24
地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業	25

(2) 委託事業

事業名	ページ
風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	27
セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）	28
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）	29

民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
省 CO ₂ 型リサイクル高度化設備導入促進事業	30
先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（一部国土交通省・経済産業省連携事業）	31
次世代省 CO ₂ 型データセンター確立・普及促進事業（総務省連携事業）	32
賃貸住宅における省 CO ₂ 促進モデル事業（国土交通省連携事業）	33
ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業（農林水産省連携事業）	34
先進対策の効率的実施による CO ₂ 排出量大幅削減事業	35
地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業	36
中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業（国土交通省連携事業）	37
モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）	38
物流分野における CO ₂ 削減対策促進事業（国土交通省連携事業）	39
低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業	42
信号情報活用運転支援システムによるエコドライブ推進事業（警察庁連携事業）	43
地域低炭素投資促進ファンド事業	44
環境金融の拡大に向けた利子補給事業	45
エコリース促進事業	46
クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）	47
サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	48
二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業	49
途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	50

(2) 委託事業

事業名	ページ
風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	51
国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業	52
CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	53
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	54
CCS によるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	55
環境調和型バイオマス資源活用モデル事業（国土交通省連携事業）	56
低炭素社会の構築に向けた国民運動事業	57
廃棄物発電の高度化支援事業	59
エネルギー起源 CO ₂ 排出削減技術評価・検証事業	60
二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業のうち制度構築・案件形成支援	62
循環産業の国際展開に係る海外での CO ₂ 削減に向けた実証支援事業	63
アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	64

※平成 28 年度における各事業の内容は、政府予算案の国会提出時点のものです。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室
地球環境局地球温暖化対策課
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
自然環境局温泉地保護利用推進室)

28年度予算額（案） 60.0億円

目的・意義

平成27年7月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」が決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれました。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にあります。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要があります。

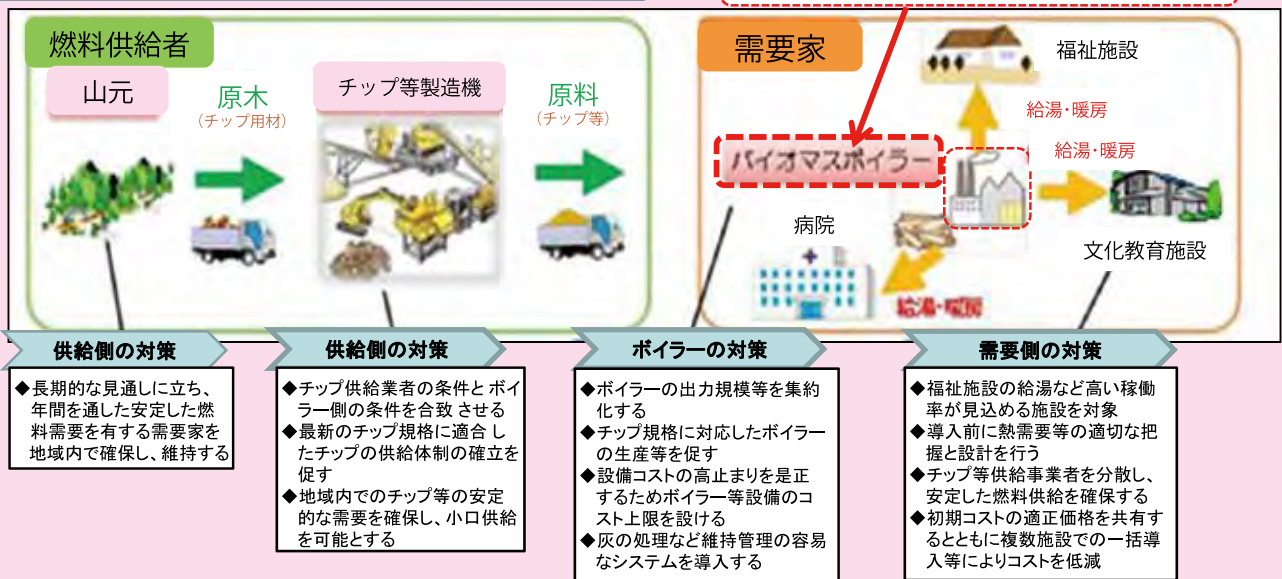
事業内容

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いものに限定します。

1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業
2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業
 - (1) 熱賦存量等調査
 - (2) 熱利用事業化計画支援
 - (3) 熱利用促進事業

事業イメージ（木質バイオマスの例）



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：再エネ発電設備導入に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、再エネ発電設備等を導入する事業

補助割合：都道府県、政令市等は 1/2 を上限に補助
政令市未満は 2/3 を上限に補助

2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業

(1) 熱賦存量等調査

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：熱利用の開始・事業化にあたり最大のリスク要因である、現場における持続的利用の可能な熱賦存量等の実態調査

補助割合：定額（上限 2,000 万円）

(2) 熱利用事業化計画支援

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：定額（上限 1,000 万円）

(3) 熱利用促進事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：熱利用に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、再エネ熱利用設備等を導入する事業

補助割合：都道府県、政令市等は 1/2 を上限に補助
政令市未満は 2/3 を上限に補助

（ただし、地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業は、定額（周辺観測用井戸あり
上限 400 万円、井戸なし上限 300 万円）

※ 1 及び 2 を同時に実施する事業も対象となります。

公共施設等先進的 CO₂ 排出削減対策モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 25.5億円

目的・意義

2030年のCO₂排出削減目標を踏まえ、各地域で徹底したCO₂削減を進めることが必要であり、公共施設についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要です。

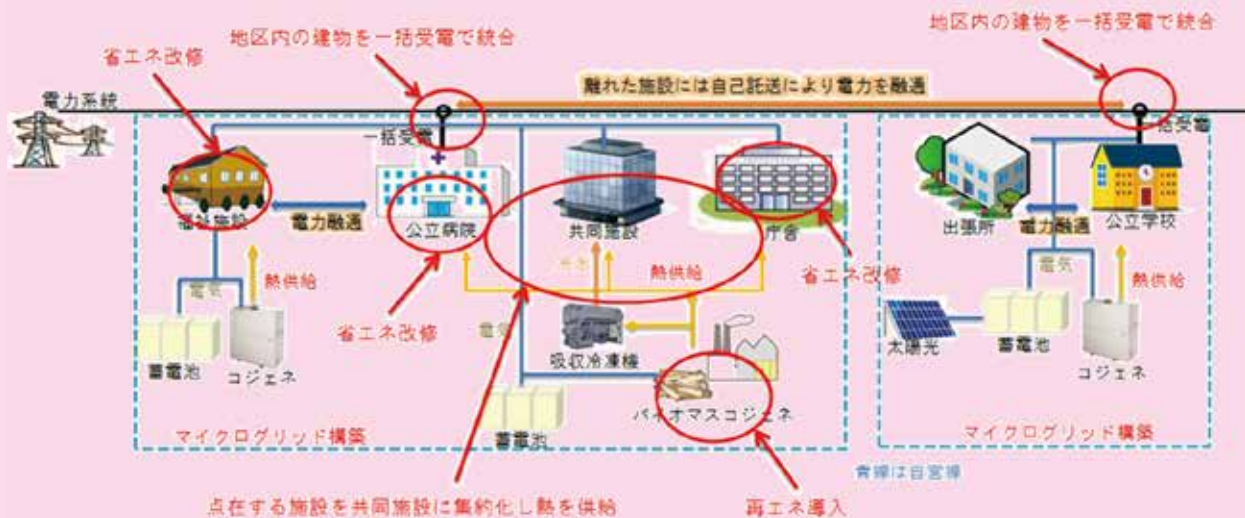
一方、現在の取組は施設毎に再エネ又は省エネ設備を個別導入するケースが多く、地域に多数存在する施設全体のCO₂を効率的に削減する事例は少ない。本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修を行った上で地区を超えたエネルギー需給の最適化管理を行うことにより、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立します。

事業内容

公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通するマイクログリッドを構築します。更に複数のマイクログリッドを自己託送等によりつなぎ電気を融通し、FITによる売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用します。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO₂削減を行います。

上記対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域内での徹底したCO₂排出削減を行います。

事業イメージ



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体等

2. 対象事業：公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修を行うことで、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立する事業

3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業（厚生労働省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 24.0 億円

目的・意義

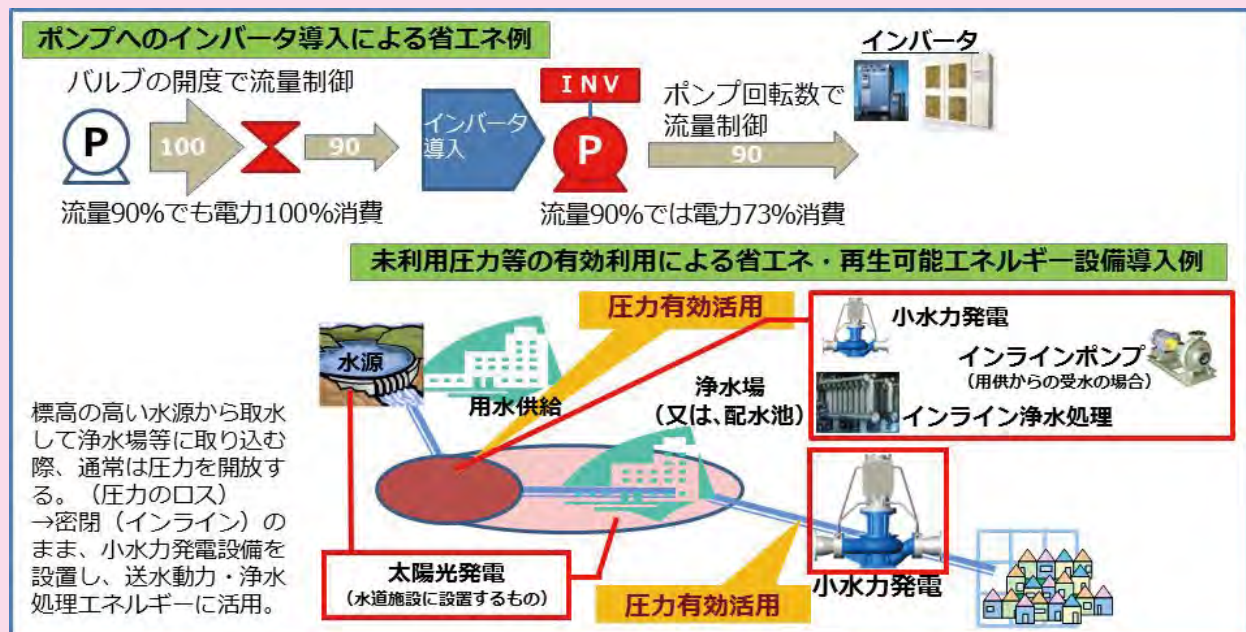
水道事業は年間約 74 億 kWh（全国の電力の約 0.8%）を消費していることから、環境省は平成 25 年度より水道施設への再エネ・省エネ設備の導入を推進しています。

水道施設は小水力発電のポテンシャルを有する一方で、近年では小水力発電設備の低コスト化も進展しています。

本事業では、水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進します。

事業内容

水道施設内において、管路の導・送・配水等への未利用圧力等を利用した小水力発電設備や太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入、高効率設備、末端圧力を計測してポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネルギー型の設備・機器・システム、配管系統での圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備等の省エネルギー設備の導入に対して補助を実施します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：水道事業者等

2. 対象事業：小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を補助する事業

3. 補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業)

(担当：自然環境局自然環境計画課)

28年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

我が国は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%減としており、この目標達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。

本事業では、荒廃した森林や里山等に過剰に蓄積されている木質バイオマス資源を持続的に有効活用する計画を策定することで、地域における地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

事業内容

- ・地方公共団体に存在する木質バイオマスの賦存量及び持続可能な利用量を把握し、活用方針を策定することで、有効かつ持続的な木質バイオマス資源の活用が可能となります。
- ・木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギー設備導入に向けて実現性のある事業計画を策定することで、「低炭素・循環・自然共生」の総合的な達成が図られます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体

2. 対象事業：森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備の導入等に向けた調査の実施及び計画の策定事業

3. 補助割合：都道府県(政令市を含む) 定額(上限2,000万円)
市町村(特別区を含む) 定額(上限1,500万円)

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

28年度予算額(案) 2.0億円

目的・意義

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、**地域の低炭素化**を図ります。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図ります。

事業内容

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行います。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に**大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること**等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、**廃棄物焼却施設の多面的意義**(地域防災能力向上等)の確立を図ります。



製造、加工
(高温利用)



熱のカスケード利用

生産(温室への低温利用等)



●熱需要施設の組み合わせ利用



●工場等への大規模熱供給



●公共施設の低炭素化及び防災化

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者(廃棄物処理業者)
2. 対象事業：廃棄物焼却施設の付帯設備(熱導管、電力自営線等)を設置する事業、需要施設(余熱等を民間廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る)を設置する事業及びそれらの設計事業
3. 補助内容：対象経費の1/2を上限に補助

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

28年度予算額(案) 50.0億円

目的・意義

「日本の約束草案」(平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定)に掲げられた我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013年度比で約40%減が目標となっており、全部門で最も厳しくなっています。

その達成方策として、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画事務事業編(以下単に「事務事業編」という。)に基づく取組の推進」が掲げられているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例はありません。

そこで、本事業では、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)を組織を挙げて不断に実施するよう促すことを目的としています。

事業内容

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充やカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討(施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等)に係る費用を補助します。

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助します。

条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画

※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的実施するもの。

条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

<想定される先進的な取組の例>

- CEMSのような複数施設の総合的かつ高度なエネルギー管理
- 公共施設の集約化・再配置と合わせたコンパクトシティ化の促進
- 業務その他部門に属する民間主体との共同実施を通じた、将来の同部門対策のための政策的知見の獲得

カーボン・マネジメントのイメージ

企画：組織全体のエネルギー起源CO₂排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定。

実行：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。

評価：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。

改善：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

補助対象者：地方公共団体

対象事業：事務事業編等の強化・拡充や、事務事業編に基づくカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討事業

補助割合：都道府県・政令市：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

政令市未満市町村・一部事務組合等：定額（上限 1,000 万円）

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

補助対象者：地方公共団体

対象事業：事務事業編に基づき、省エネルギー設備等の導入を行う事業

補助割合：都道府県・政令市：対象経費の 1/3 を上限に補助

財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村・一部事務組合等：対象経費の 1/2 を上限に補助

財政力指数が全国平均未満の政令市未満市町村：対象経費の 2/3 を上限に補助

低炭素型廃棄物処理支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室)

28年度予算額(案) 17.0億円

目的・意義

CO₂排出削減及び廃棄物の適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定やFSから設備導入までを包括的に支援し、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

事業内容



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

(1) 廃棄物処理事業低炭素化促進事業

1. 補助対象者：民間団体

2. 対象事業：

①事業計画策定支援

・廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業

②低炭素型設備等導入支援

a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業

b 廃棄物由来燃料製造施設の設置を行う事業

c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業

d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業

3. 補助割合：①対象経費の2/3を上限に補助、②対象経費の1/3を上限に補助

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体

2. 対象事業：地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体(自治体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業計画策定を行う事業

3. 補助割合：地方公共団体：定額、民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

地域における LED 照明導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額 (案) 16.0 億円

目的・意義

各地域において低炭素化を進めるためには照明の LED 化を推進することが効果的ですが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED 照明の導入が進みにくいケースがあります。

これらの状況を踏まえ、小規模な自治体や商店街の街路灯等の LED 照明導入の支援を行い、地域一体となった低炭素社会の実現を推進します。

事業内容

小規模自治体（人口 25 万人未満）の地域を対象に、以下の LED 照明導入事業を支援します。

1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業

地域内の街路灯をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な計画策定費用及び策定した計画に基づき LED 照明を導入する取付け工事費用を補助。

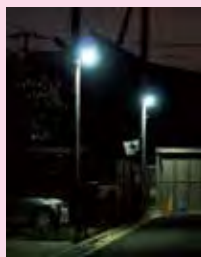
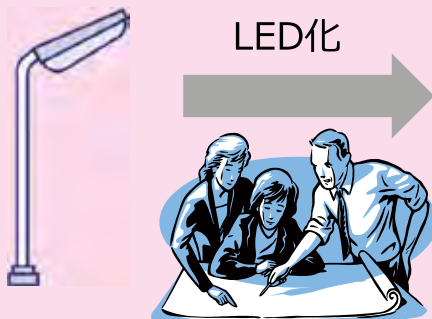
2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業

商店街の街路灯等（屋外照明）をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な取付け工事費用を補助。

LED照明導入による地域の低炭素化を促進

地域の商店街や街路灯等をリース方式を活用して経済的、効率的にLED照明へ更新

地域の低炭素社会の実現に寄与



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業

(1) LED 照明導入調査事業（調査及び計画策定費用）

補助対象者：小規模地方公共団体

補助割合：3/4 又は定額（上限 600 万円又は 800 万円）※補助割合は自治体の人口規模に応じる。

(2) LED 照明導入補助事業（取付け工事費用）

補助対象者：民間事業者

補助割合：1/3～1/5（上限 1,200 万円～ 2,000 万円）※補助割合は自治体の人口規模等に応じる。

2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業

LED 照明導入補助事業（取付け工事費用）

補助対象者：民間事業者

補助割合：1/3（上限 500 万円）

設備の高効率化改修支援モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

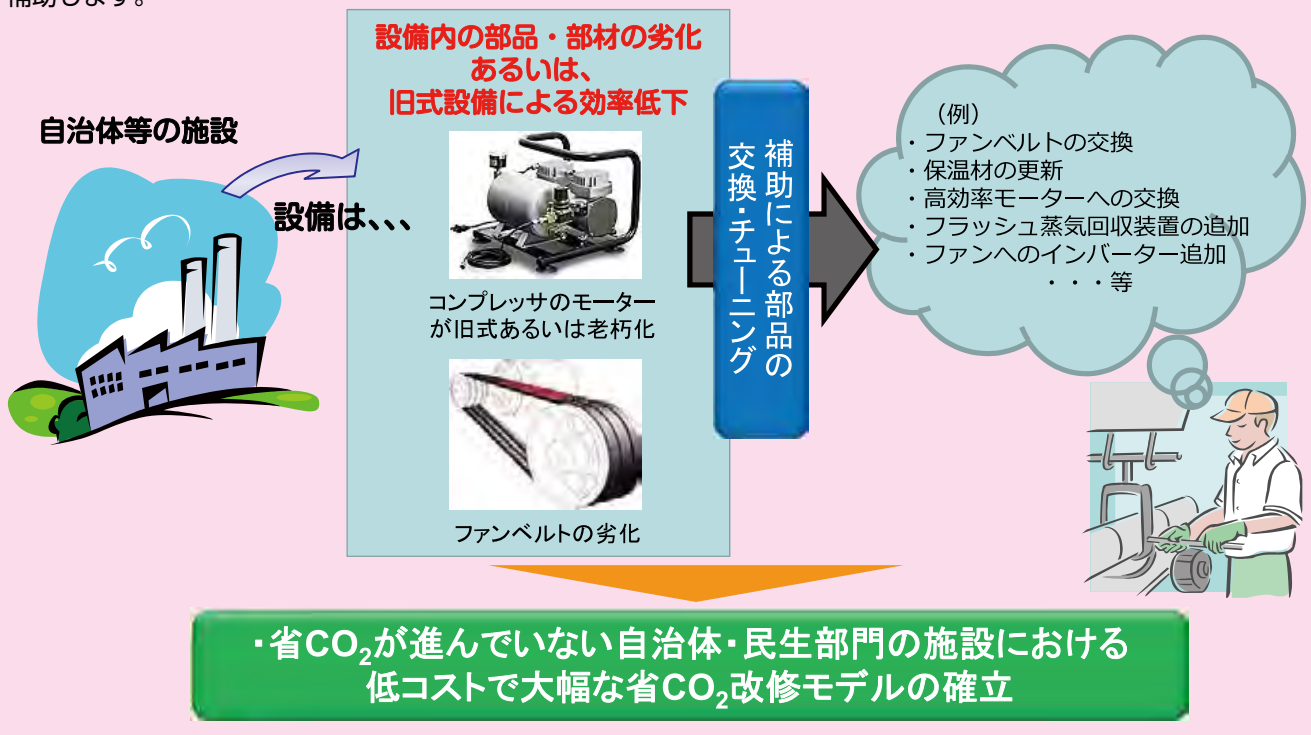
自治体の所有する各種施設や民生部門では、電気料金の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体等の各種施設において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルの確立を目指します。

事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニング等により大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素排出量の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

2. 対象事業：エネルギー効率に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業

3. 補助割合：民間事業者

- 資本金 1,000 万円未満：2/3 を上限に補助
- 資本金 1,000 万円以上：1/2 を上限に補助

地方公共団体

- 政令市未満：2/3 を上限に補助

- 都道府県、政令市及び特別区：1/2 を上限に補助

上記以外：対象経費の 1/2 を上限に補助

業務用ビル等における省 CO₂ 促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 55.0 億円

目的・意義

我が国の 2030 年の CO₂ 削減目標達成のためには業務その他部門において 3～4 割の CO₂ 削減が必要です。この目標達成のためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要です。

このため、低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省 CO₂ 化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大を目指します。

事業内容

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業（国土交通省連携事業）

テナントが入居するビルはビルオーナーに光熱費削減のメリットが感じられにくいため低炭素化が進みにくい状況にあります。環境負荷を低減する取り組みについてビルオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取り決め（グリーンリース契約等）を結び、省 CO₂ を図る事業を促進します。

2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）

ZEB の実現を目指し、エネルギー削減率 50%以上となる中小規模業務用ビル等に対して、ZEB の実現に寄与する省エネ・省 CO₂ 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入し ZEB を実証します。

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業

ビルオーナーとテナントが協働で低炭素化を促進



【グリーンリース契約等】



2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入し ZEB の実現と普及拡大を目指す



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業（国土交通省連携事業）

補助対象者：建築物所有者

対象事業：(1) グリーンリース契約等を締結するための調査
(2) 運用改善のグリーンリースを行う事業
(3) 設備改修を伴うグリーンリースを行う事業

補助割合：(1) (2) 対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：50 万円）
(3) 対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：5,000 万円）

2. ZEB の実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）

補助対象者：建築主（所有者）、リース事業者等

対象事業：エネルギー削減率 50%以上となる、ZEB の実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS 装置等を導入する事業

補助割合：対象経費の 2/3 を上限に補助

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 2.6億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2013年度に1990年度比で5割以上も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

その上で、各家庭での意識向上をCO₂削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要となります。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、診断受診世帯において現状から15%以上のCO₂削減実現を目指します。

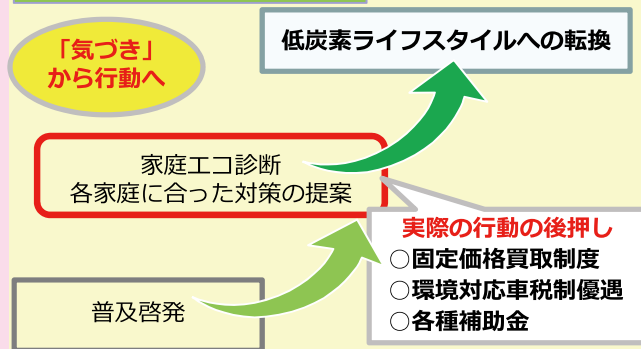
事業内容

- (1) 家庭エコ診断制度における「うちエコ診断」について、家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭にうちエコ診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

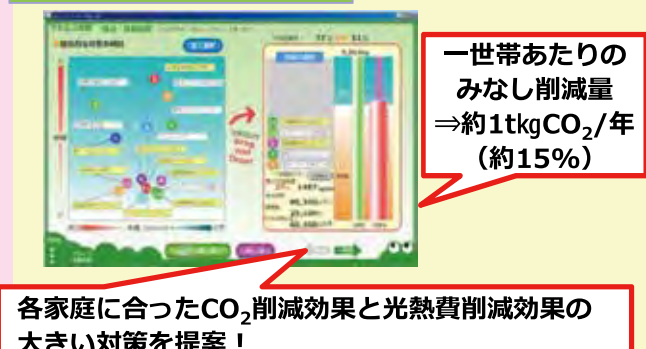
家庭エコ診断制度とは

各家庭に合わせたアドバイスを含めた診断を行うことで、ライフスタイルの変容、省エネルギー製品等の導入などを進めていく制度。診断手法として「うちエコ診断」と「独自の家庭向けエコ診断」の二種類があります。

家庭エコ診断制度の役割



うちエコ診断画面の一例



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業：上記(1)の家庭エコ診断事業
 3. 補助割合：定額(上限7千円/件)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業

省 CO₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業(国土交通省等連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 40.5億円

目的・意義

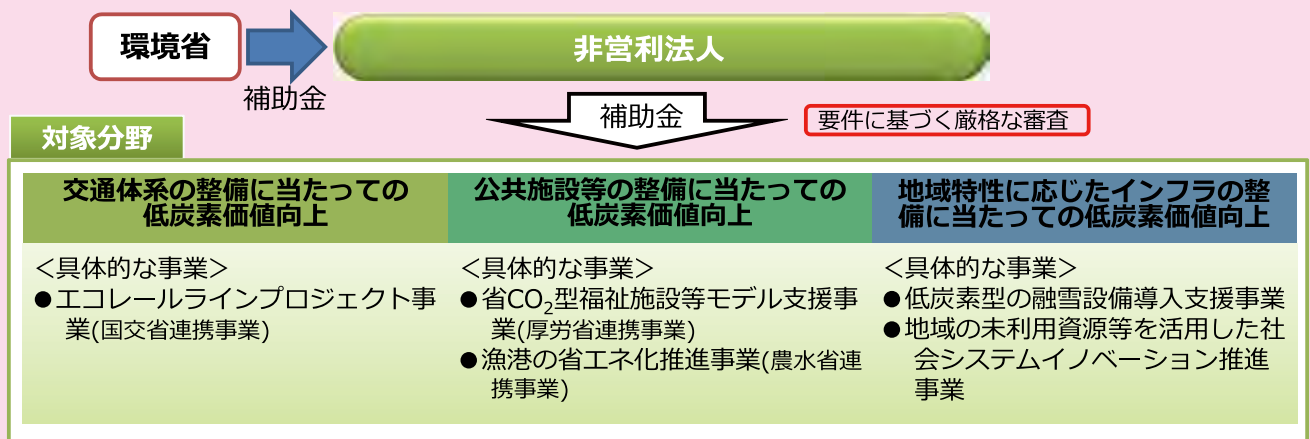
我が国では、人口減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化しており、社会ストックを再構築する時期にきています。社会ストックは、一度整備されると長期にわたり CO₂ の排出が懸念されることから、構築のタイミングで低炭素価値を組み込むことが不可欠です。

このため、本事業では、公共性や社会的ニーズが高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源 CO₂ の排出が長期にわたって革新的に少なくなる技術等を導入する事業に対し、支援を行います。

事業内容

以下の基本的要件に該当する、交通体系の整備、公共施設等の整備及び地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対して支援を行います。

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ②公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④波及効果も含めた CO₂ 削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

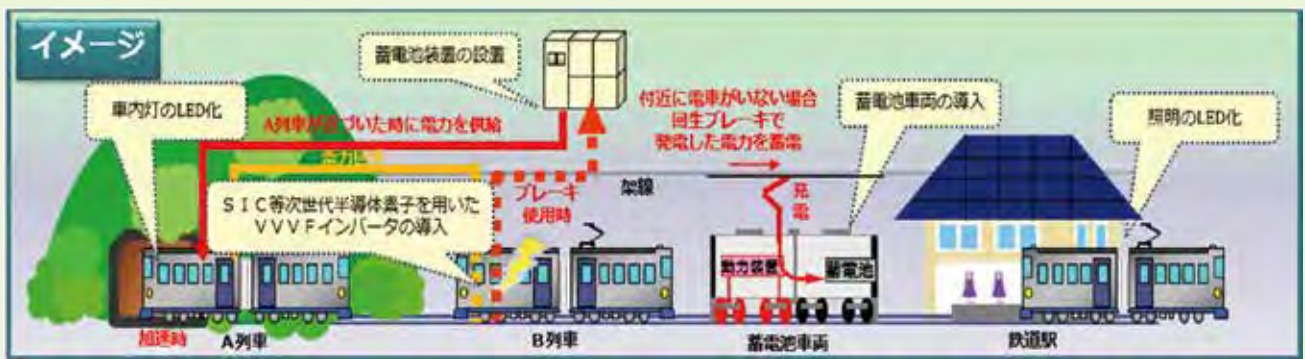
1. 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)【担当：総合環境政策局環境計画課】

①補助対象者：鉄軌道事業者等

②対象事業：鉄軌道事業者における次世代半導体素子を用いたVVVFインバータ等の先進的な機器や鉄道用高効率照明の導入及び中小鉄軌道事業者における省電力化・低炭素化に資する設備等の導入など、CO₂削減に直接寄与する設備の導入を補助する事業

③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助



2. 公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) 省 CO₂ 型福祉施設等モデル支援事業（厚生労働省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：下記の（ア）及び（イ）に該当する福祉施設等

（ア）中小規模の高齢者福祉施設等

（イ）・人口が5万人未満の小規模地方公共団体が所有する施設

・人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模の地方自治体が所有する施設

②対象事業：福祉施設等において、CO₂削減ポテンシャル調査を実施し、一定のCO₂削減が期待される場合に、高効率の省CO₂型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業

③補助割合：・CO₂削減ポテンシャル調査：定額（上限150万円）

・設備導入：対象経費の1/3を上限に補助

(2) 漁港の省エネ化推進事業（農林水産省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：漁業協同組合等、民間事業者

②対象事業：製氷施設や衛生管理型荷捌施設等のエネルギー消費が大きな施設を所有、又はその計画がある漁港施設を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業

③補助割合：・漁業協同組合等：対象経費の1/2を上限に補助

・民間事業者：対象経費の1/3を上限に補助

3. 地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) 低炭素型の融雪設備導入支援事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：主に中小企業や地方公共団体等に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の1/2を上限に補助

・地方公共団体（都道府県及び政令市）：対象経費の1/2を上限に補助

・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の2/3を上限に補助



出典：(左) http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable_energy/ground1.html (右) http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyou/yuu_atsubetsu.html

(2) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

【担当：地球環境局地球温暖化対策課、市場メカニズム室】

(ア) 事業化 FS 調査モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体：対象経費を定額補助（上限 2,000 万円）

(イ) 設備等導入モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：(ア) の取組に必要な設備等を導入する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体（都道府県及び政令市）：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

(ウ) 温泉街における未利用熱活用モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：温泉街において、ボイラーの集中配湯化、廃熱の熱エネルギーのカスケード利用による配湯の再利用等による地域の未利用熱等を活用したモデル的な CO₂ 削減対策に必要な設備等の導入経費を支援する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体（都道府県及び政令市）：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

※平成26年度大規模CO₂削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務より温泉街における未利用熱活用モデル事業の例



温泉街の未利用熱活用として各施設毎のボイラーによる加温から、熱回収型ヒートポンプを活用した集中給湯に変更した場合、地域全体CO₂排出量の4%削減できる。（その他全ての対策を行うと21%削減）

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

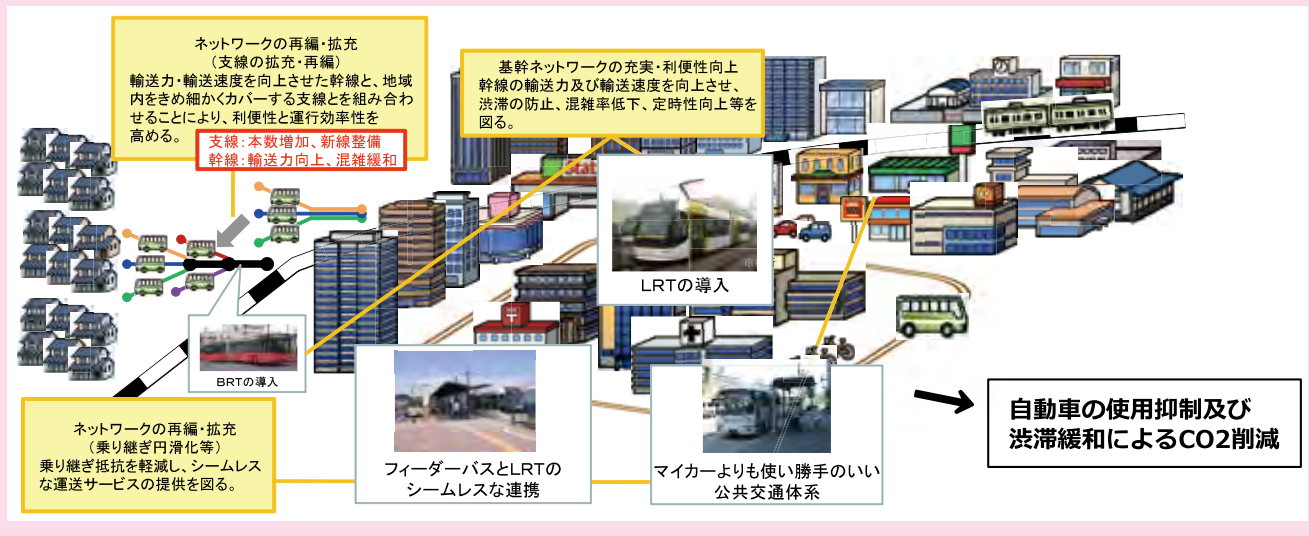
28年度予算額（案） 6.5億円

目的・意義

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを推進します。

事業内容

地域の協議会における省CO₂を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組（設備・車両等導入）の経費について支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地球温暖化対策の推進に関する法律、地域公共交通活性化再生法、エコまち法に基づく協議会に属する民間企業、民間団体、地方公共団体等
2. 対象事業：
 - ・基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）を支援する事業
 - ・ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）を支援する事業
3. 補助割合：
 - ・計画策定支援：対象経費の1/3を上限に補助（※地域における合意形成を促進するため、協議会等による計画の策定を支援するものです。）
 - ・計画に基づく取組（設備・車両等導入）の支援：対象経費の1/2を上限に補助（※既に計画がある場合、直接計画に基づく取組（設備・車両等導入）として補助申請していただくことも可能です。）

先進環境対応トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

28年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

運輸部門CO₂排出量の3割を占める貨物車・バス由来のCO₂排出量を削減するため、トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい先進環境対応車(燃料電池自動車、電気自動車、大型天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の普及初期の導入加速を支援することにより、先進環境対応トラック・バスの普及を促進することを目的としています。

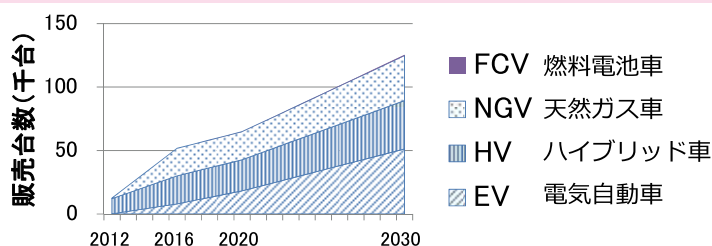
事業内容

燃費基準をさらに一定程度上回る先端的な燃費の要件に適合した先進環境対応トラック・バスの普及初期段階における導入を支援するため、標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一部を補助します。

2030年度に2013年度比26%の温室効果ガス削減を達成するためには、自動車分野において、様々な普及施策により、環境対応トラック・バス(EV、FCV、HV、CNG等NGV)について下表のとおり大幅な導入増加が必要。

販売台数(千台)	EV	FCV	HV	NGV
2012年	0.005	0	12	0.5
2020年	18	0.04	25	22
2030年	51	0.8	38	35

(平成26年度環境対応車普及方策検討調査業務報告書より)



先進環境対応トラック・バスの種類

ゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。

	対象とする車両の環境性能※	想定される車種	
		トラック	バス
大型	最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG	FCV、EV、HV、CNG
中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV
小型	同15%程度以上	HV	EV

※燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO₂排出量により判断。



大型CNGトラック

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：トラック・バス所有事業者
2. 対象事業：先進環境対応トラック・バス(営業用大型トラック、自家用トラック・バス)を導入する事業
3. 補助割合：同等クラスの標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一定率
ハイブリッド車・天然ガス車：1/2を上限に補助、燃料電池車・電気自動車：2/3を上限に補助

L2-Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室）

28年度予算額（案） 40.0億円

目的・意義

エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、ベストを追求する発想で、エネルギー効率が極めて高くCO₂削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入を促進しています。一方でL2-Techは、先導的な技術であることから、導入実績や稼働実績の知見が乏しく、初期費用も高額となることから、普及拡大を進めるにあたり、積極的な導入効果検証が必要です。

経済成長とCO₂削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先がけてL2-Tech導入による低炭素設備投資のビジネスモデルを実現し、国際的な低炭素技術イノベーションを牽引することが重要です。

事業内容

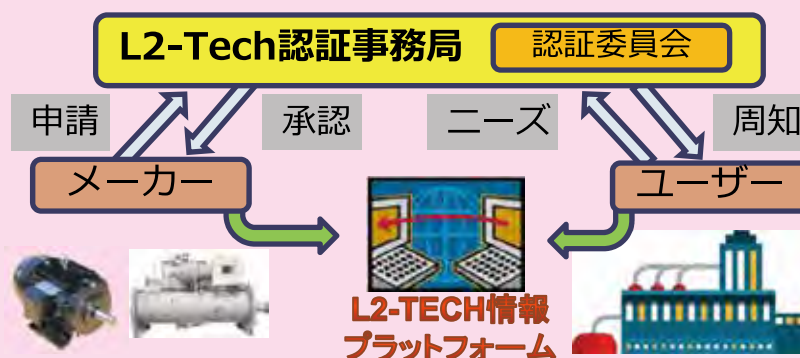
(1) L2-Tech 導入拡大モデル事業（補助）

L2-Techの導入拡大に向けた実証を行うため、L2-Techを積極的に導入しようとする事業所に対して、当該L2-Tech導入に要する経費の一部を支援します。設備導入と運用改善の計画を策定し、L2-Tech設備を導入、安定稼働を確保することで、大幅なCO₂削減を誘導します。

(2) L2-Tech リストの更新・拡充・情報発信（委託）

補助事業の成果を整理分析しつつ、平成27年度までに策定された対象技術のリストを更新・拡充するとともに、それぞれの効率水準等を満たす個別の設備・機器の認証を実施し、L2-Techの情報を積極的に発信します。

また、メーカーの参加を通じた、先導的低炭素技術の情報を集積していくためL2-Tech情報プラットフォームを構築します。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）
 1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業：(1) L2-Tech 導入拡大モデル事業
 3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(2) L2-Tech リストの更新・拡充・情報発信

CO₂削減ポテンシャル診断推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

わが国のGHG削減目標(2030年度に2013年度比で▲26%)達成していくために、エネルギー使用実態の定量的な把握に基づき、費用効果的な対策を特定するCO₂削減ポテンシャル診断は極めて有効です。本事業では、CO₂削減ポテンシャル診断及び設備導入支援並びに新たな削減対策技術の検討を通じて、経済合理的な省CO₂対策を事業者に促していくものです。

事業内容

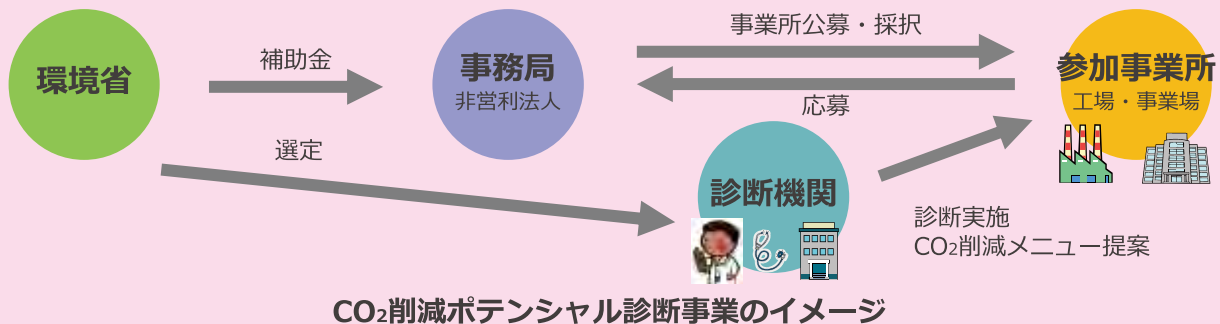
(1) CO₂削減ポテンシャル診断・対策実施支援事業(補助)

年間CO₂排出量3,000t-CO₂未満の事業所を対象に、CO₂削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援します。

(1:定額補助、2:補助率1/3(中小企業は1/2))

(2) CO₂削減ポテンシャル診断結果を活用した新たな削減対策技術の検討(委託)

CO₂削減余地が大きい事業活動の段階において、削減効果が高く費用効果的な対策(技術、設備・機器等)が確立されていないケースを特定し、未確立である原因を明確化したうえで、今後こうした技術や設備・機器等の早期の社会実装に向けて、技術開発や実証事業・モデル事業等必要な支援策のロードマップを策定します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：(1) CO₂削減ポテンシャル診断を行う事業及びCO₂削減対策を行う事業

3. 補助割合：[診断事業] 定額

[設備補助] 対象経費の1/3を上限に補助(中小企業は対象経費の1/2を上限に補助)

委託内容

1. 委託対象者：民間企業等

2. 対象事業：(2) CO₂削減ポテンシャル診断結果を活用した新たな削減対策技術の検討を行う事業

再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 65.0 億円

目的・意義

水素は利用時に CO₂ を排出せず、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの電力貯蔵が可能であるなど、地球温暖化対策上重要なエネルギーですが、製造時や運搬時等において CO₂ が排出される場合があります。そのため、中長期的な地球温暖化対策のためには、再生可能エネルギー等の活用による水素利活用サプライチェーン全体の低炭素化及びその検証が必要です。

さらに、先般市場投入された燃料電池自動車の早期普及のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を加速化させる必要があります。

そのため、本事業では、水素の CO₂ 削減効果の評価手法の確立、地域における低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立、再生可能エネルギー由来の水素ステーションへの導入支援を行います。

事業内容

（1）水素利活用 CO₂ 排出削減効果等評価・検証事業

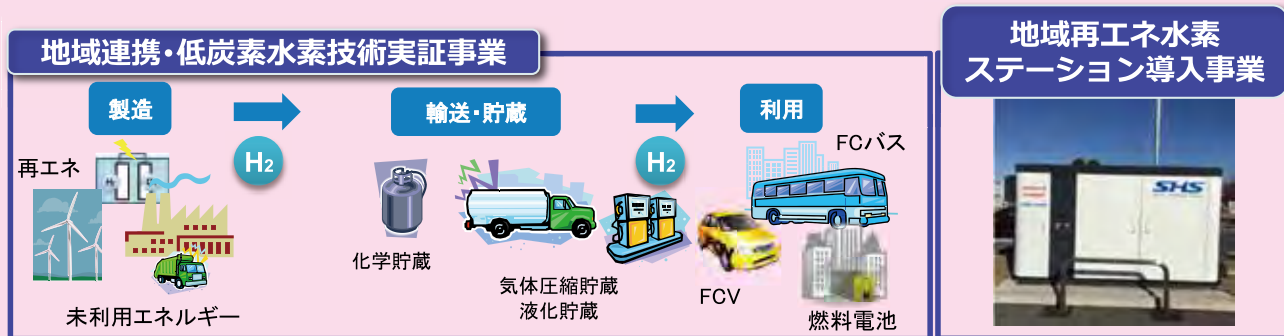
水素の製造から利用までの各段階の技術の CO₂ 削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインを策定します。また、CO₂ 削減を実現するための地域の特性を活かした水素利活用方策等について調査を行い、低炭素な水素利用の推進を図ります。

（2）地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証します。また、実証を通じ、低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立を目指します。

（3）地域再エネ水素ステーション導入事業

低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入に対して補助を行います。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：（3）再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する事業
3. 補助割合：対象経費の 3/4 を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：（1）水素の製造から利用までの各段階の技術の CO₂ 削減効果を検証し、サプライチェーン全体での CO₂ 削減効果の評価手法等を検討する事業
（2）地域における低炭素な水素サプライチェーンを実証する事業

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室)

28年度予算額(案) 1.6億円

目的・意義

廃棄物埋立処分場等について、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電を導入することにより、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とします。

事業内容

(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査

処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、発電見込量や事業採算性の検討、維持管理方法の検討、概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査します。

(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助

排水処理やガス抜き等の維持管理、廃棄物の自重による沈下等、処分場等の特徴を考慮した太陽光発電の設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

既設の太陽光発電の沈下やひずみの状況を測定し、発電量への影響を検証するとともに、処分場等への太陽光パネル設置に当たっての維持管理手法や施工方法についての留意事項等を整理するために検討を行い、ガイドラインを作成します。



処分場等への太陽光パネルの設置(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助
3. 補助割合：補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：(1) 地方公共団体及び民間団体、(3) 民間団体
2. 対象事業：(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査
(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

離島の低炭素地域づくり推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 10.0億円

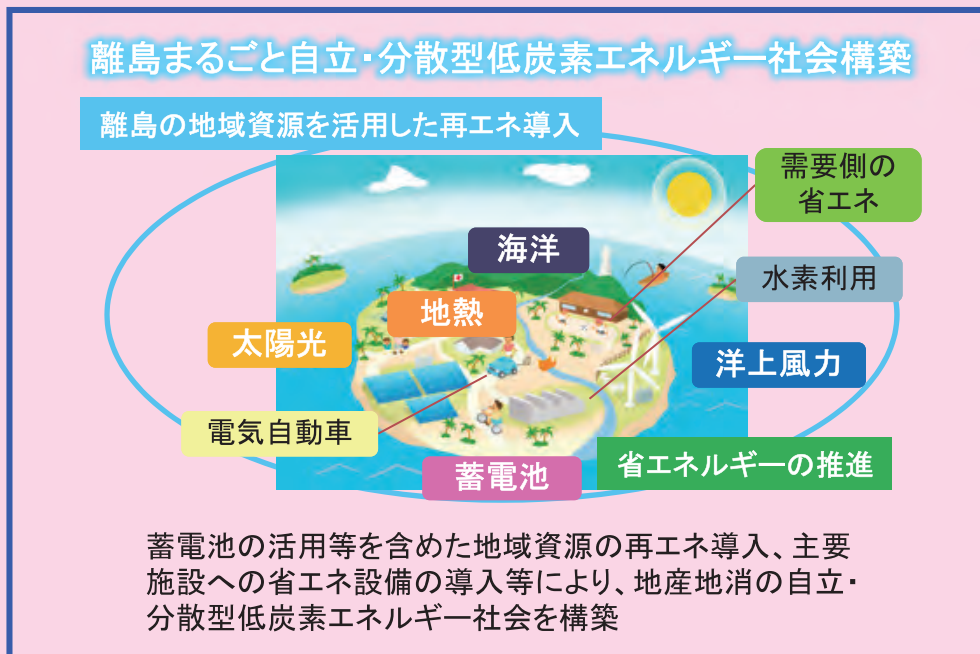
目的・意義

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO₂排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存しており、また系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にあります。

このため、離島において、再エネの大幅な導入拡大のための蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、省エネ等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速します。

事業内容

離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助します。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・省エネ設備の導入を行う事業(固定価格買取制度との併用不可)
3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

地域経済と連携した省 CO₂ 化手法促進モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

低炭素設備への改修は、長期的には経済的メリットがあるものが多いものの、導入のための初期投資コストが高いため導入が進んでいません。特に、中小規模の自治体においては、初期投資コストを負担する財政体力が無い場合が多く、低炭素設備導入のネックになっています。

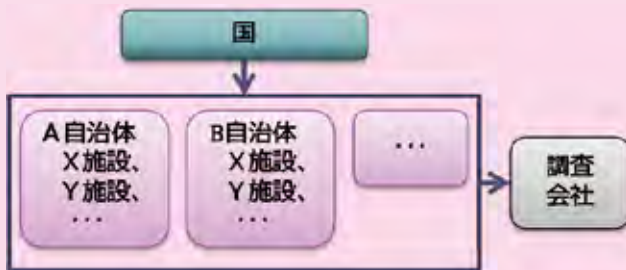
このような問題の解決策として、リース手法を用いて複数施設を一括で改修し、初期コストを低減しつつコストメリットを享受する方式(バルクリース)が効果的ですが、このような方式を全国的に普及させるためには、**低炭素化**と**地域活性化**の両方を実現する実施事例を作る必要があります。

本事業では、バルクリースによるCO₂削減効果、経済的メリットを検証するとともに、中小自治体が、地域のリース会社・地元工事会社等を活用して行うバルクリースに対し、導入に係る費用の一部を支援することで、**地域内で資金を循環**させながら公共施設を一括改修するスキームのモデルを形成することを目的とします。

事業内容

- (1) バルクリースによるCO₂削減・コスト低減効果の検証を行います。
- (2) ①低炭素設備の導入を検討する中小自治体の複数施設において、改修によるCO₂削減効果や、バルクリースを活用した場合の費用対効果、投資回収に必要な年数等について調査を行い、②低炭素設備の導入に対して支援を行います。

<①補助事業(調査)>



※①、②ともに複数の地方自治体による共同申請も可とする。

<②補助事業(導入支援)>



補助内容

[間接補助事業]

(2) ①バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

1. 補助対象者：小規模地方公共団体(人口25万人未満の自治体)
2. 対象事業：改修によるCO₂削減効果や、費用対効果、投資回収に必要な年数等について調査
3. 補助割合：定額(上限：2,000万円)

(2) ②バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

1. 補助対象者：民間事業者
2. 対象事業：①の調査結果に基づき、複数施設の高効率設備への改修を行う
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助(上限：8,000万円)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(1)の事業

地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

28年度予算額(案) 12.3億円

目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指します。

本事業では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」)、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」)が法に基づいて実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成します。

事業内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

全国センターが実施する事業である、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等を実施します。

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターが実施する事業である、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員(地球温暖化対策に関する専門知識を有し、普及啓発等の活動経験に富むボランティアとして、住民の身近において地球温暖化対策についての指導や助言等を行う者)も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等を実施します。

(3) 地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や東京都特別区長(以下「市町村長等」)が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して補助をします。



《市町村長等が宣言》

《地域の住民や各種団体と
協力した普及啓発活動》

《地域住民の意識改革や自発的な取組が
拡大・定着することで低炭素社会へ》

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

1. 補助対象者：地域センター
2. 対象事業：地球温暖化対策等についての広報・啓発活動、推進員等の活動の支援、日常生活に関する GHG 排出抑制措置についての相談対応、助言、相談の実情に即した GHG 排出実態調査、情報収集・分析、分析結果の情報提供、地方公共団体実行計画達成のため自治体が行う事業への協力
3. 補助割合：定額

(3) 地方公共団体と連携した CO₂ 排出削減促進事業

1. 補助対象者：市町村及び特別区
2. 対象事業：各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた地球温暖化対策を、住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業
3. 補助割合：定額

委託内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

1. 委託対象者：全国センター
2. 対象事業：全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

(担当：総合環境政策局環境影響評価課)

28年度予算額(案) 3.4億円

目的・意義

低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきましたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見されます。

そこで、環境影響評価手法を活用して、地方公共団体の主導により、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図り、また、必要な環境情報を収集することにより風力発電の適地を抽出することで、事業者の事業計画の推進を図る適地抽出手法の構築を図ります。

事業内容

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

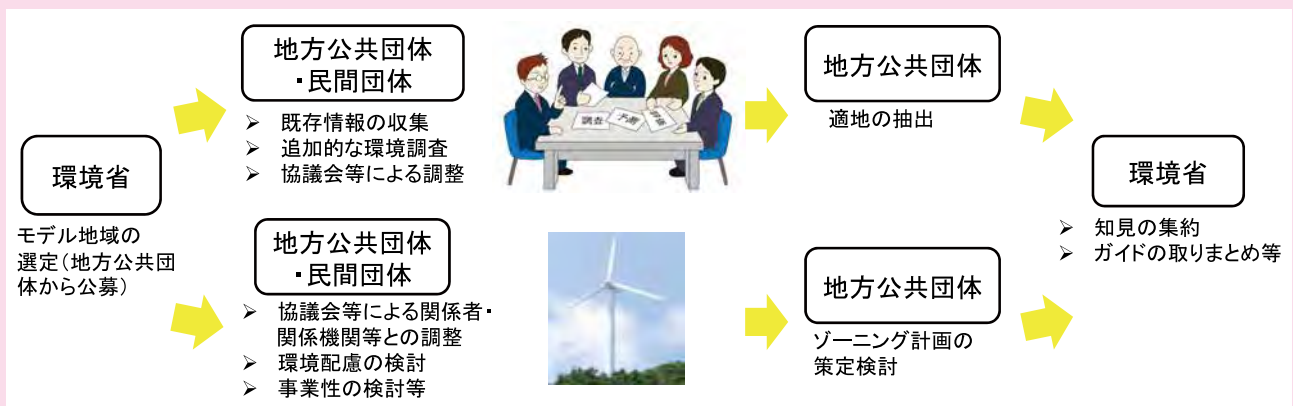
風力・地熱発電所の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめます(取りまとめは平成28年度を予定)。

(2) 再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画の策定検討

住民をはじめとするステークホルダーの主体的な参加を得つつ、地域の自然的・社会的条件を踏まえた再生可能エネルギーの導入を促進するため、環境アセスメントの観点から、再生可能エネルギーに係る発電所の導入を促進するエリアや避けるべきエリアの特定、需要サイドの検討、地域としての複数案の検討等を行い、ゾーニング計画の検討・策定を行います。

(3) モデル地域における実践

風力・地熱発電の誘致に積極的な地方公共団体(1)及び計画的な再生可能エネルギー導入を目指し、ゾーニング計画に意欲のある地方公共団体(2)をそれぞれモデル地域として公募します。モデル地域においては、関係者・関係機関との調整、各種規制手続の整理、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、事業性の検討等を行い、得られた知見を(1)、(2)の検討に反映します(平成28年度～平成29年度)。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(1) 地域主導による適地抽出の手法に関するガイド取りまとめのための調査等を行う事業
(2) 再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画の策定検討に係る調査等を行う事業
(3) モデル地域における適地抽出の実施、ゾーニング計画の策定検討の実施

セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局総務課低炭素社会推進室、地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 33.0億円

目的・意義

様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー（CNF）やバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果、製造プロセスの低炭素化、リサイクル時の課題・解決策検討等の早期社会実装を推進します。

事業内容

（1）CO₂ 大幅削減のための CNF 導入拡大戦略の立案

温暖化対策に資する分野への展開のための戦略を検討するとともに、材料供給から製造に至るステークホルダー参画のもと、今後の普及展開に資するモデル事業の提案及び事業性評価等の検証を行います。（自動車分野、家電分野、住宅建材分野等）

（2）CNF 活用製品の性能評価モデル事業

国内事業規模が大きく、CO₂ 削減ポテンシャルの大きい自動車・家電分野等においてメーカー等と連携し、CNF 複合樹脂等の用途開発を実施するとともに、製品活用時の CO₂ 削減効果の評価と実証を行います。

（3）CNF 製品製造工程の低炭素化対策の実証事業

CNF 樹脂複合材（材料）を製造する段階での CO₂ 排出量を評価し、その削減対策を実証します（乾式製法）。CNF 樹脂複合材（材料）を部材・製品へと成形する段階での CO₂ 排出量を評価し、その削減対策を実証します（射出成形、プレス成形等）。

（4）バイオプラスチックによる CO₂ 削減効果の検証

自動車の部材において、耐熱性の要求されるエンジンの金属部材等を、高耐熱バイオプラスチックで代替する実現可能性及び CO₂ 削減効果を検証します。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：（1）CO₂ 大幅削減のための CNF 導入拡大戦略の立案
（2）CNF 活用製品の性能評価モデル事業
（3）CNF 製品製造工程の低炭素化対策の実証事業
（4）バイオプラスチックによる CO₂ 削減効果の検証

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

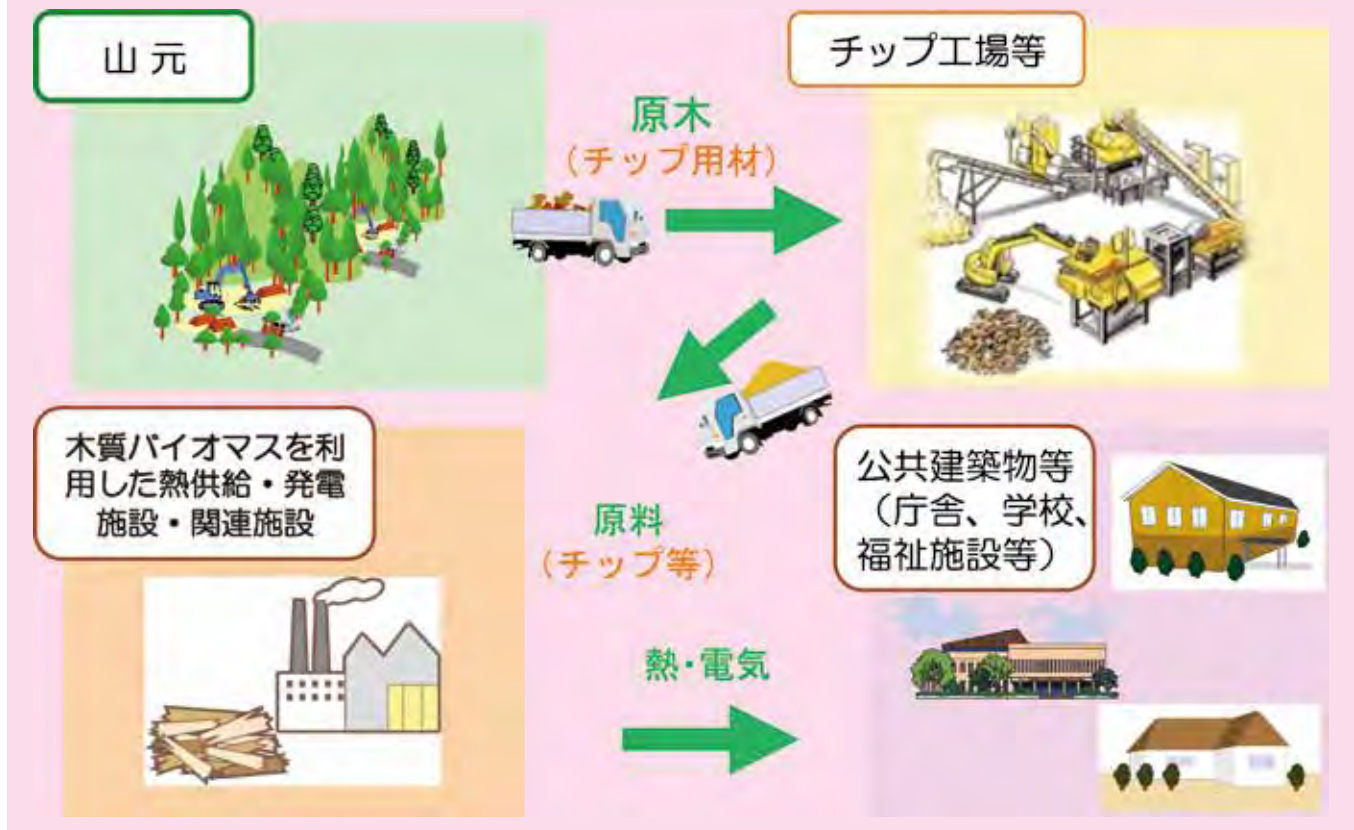
28年度予算額（案） 7.0億円

目的・意義

我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっています。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、木材利用の推進等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進します。

事業内容

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施します。更に施設の導入・運用を通じて得られたメリットや課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することにより、全国における木質バイオマスを利用した地域の普及を図ります。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体、地方公共団体等（※平成28年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：地域における木質バイオマスを活用したモデル地域づくりの実証事業（支出委任）

省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

28年度予算額(案) 12.0億円

目的・意義

天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されますが、再生資源回収量の増加等に伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要があります。

本事業は、**省CO₂型リサイクル高度化設備**を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

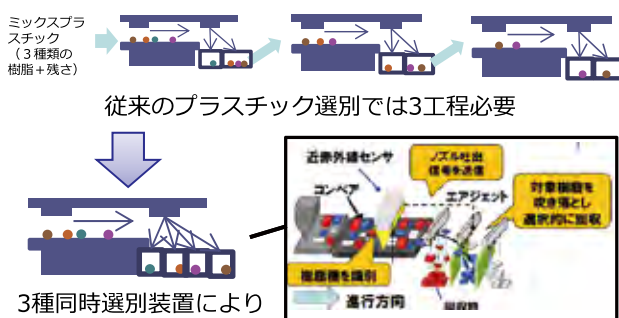
事業内容

使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行います。

得られた資源は、原材料代替やエネルギー利用され、**製品製造時のCO₂削減、コスト削減、資源リスク低減に寄与**

省CO₂型リサイクル高度化設備の例

プラスチック(樹脂)の3種同時選別装置



家電等を破碎して得られるミックスプラスチックについては、従来は1種選別されていたため、3種同時選別することによりリサイクルの効率性が向上し、**選別プロセスにかかるCO₂が約10~50%削減**

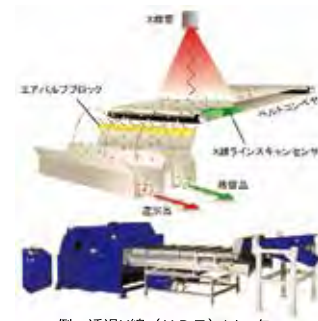
アルミ・銅の高度選別装置

アルミ等を合金単位での高度選別が可能となるため、従来の非鉄金属のリサイクルに不可欠であった成分調整に必要な**溶解・精錬プロセス等の一部を省略できるため、省エネルギー**



アルミサッシ
(展伸用アルミ合金 Al, Mg, Si)

水平リサイクルが可能に



例：透過X線(XRT)ソータ
固体のX線透過率の差により構成元素を推定

サッシtoサッシにより、サッシ製造プロセスを約80%省エネ

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備を導入する事業
 3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

28年度予算額(案) 75億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットについては、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に対して補助を行います。

①中央方式冷凍冷蔵機器



②冷凍・冷蔵ショーケース等



(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等

2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助(工事費を含む)。食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む。)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等

2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業

(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業

次世代省 CO₂ 型データセンター確立・普及促進事業（総務省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 12.0 億円

目的・意義

我が国におけるデータセンターの電力消費量は、日本全体の電力消費量の約 1～2%と推計されています。データセンターは電算機器等を大量に使用することから、他の建物用途に比べて消費するエネルギーの密度が極めて高く、今後もクラウド技術等により ICT 利活用が進展し、データセンターの利用は飛躍的に拡大するものと予想されており、一刻も早く大幅な省エネ対策を講じる必要があります。

データセンターを構成する ICT 機器、空調機器、電源は、それぞれ個別に省エネルギー技術が開発されており、さらに各技術の能力を最大限引き出す統合マネジメントシステムや廃熱利用システムを最適に組み合わせることで、抜本的な省 CO₂ 化を目指します。

事業内容

従来システムと比較し 50% 以上の抜本的な省エネを実現するデータセンターを構築する費用の一部を補助することで、様々な条件下での省 CO₂ 型データセンターのモデルを示すとともに、省エネシステムの市場の形成を後押しし、事業終了後の民間による自立的な普及を促進します。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

補助対象者：民間企業等

対象事業：従来システムと比較し 50% 以上の抜本的な省エネを実現するデータセンターを構築する事業

補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助（上限 1 億円）

賃貸住宅における省 CO₂ 促進モデル事業（国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28 年度予算額（案） 20.0 億円

目的・意義

我が国の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標達成のためには、家庭部門から CO₂ 排出量を約 4 割削減する必要があります。戸建住宅においてはゼロエネルギーハウスの展開が進んでいますが、賃貸住宅では低炭素価値が評価されておらず、賃料アップや入居者獲得につながらないため、省 CO₂ 型の賃貸住宅供給や市場展開が遅れています。

そこで、賃貸住宅市場への省 CO₂ 性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、賃貸住宅市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、賃貸住宅市場を低炭素化する事を目的としています。

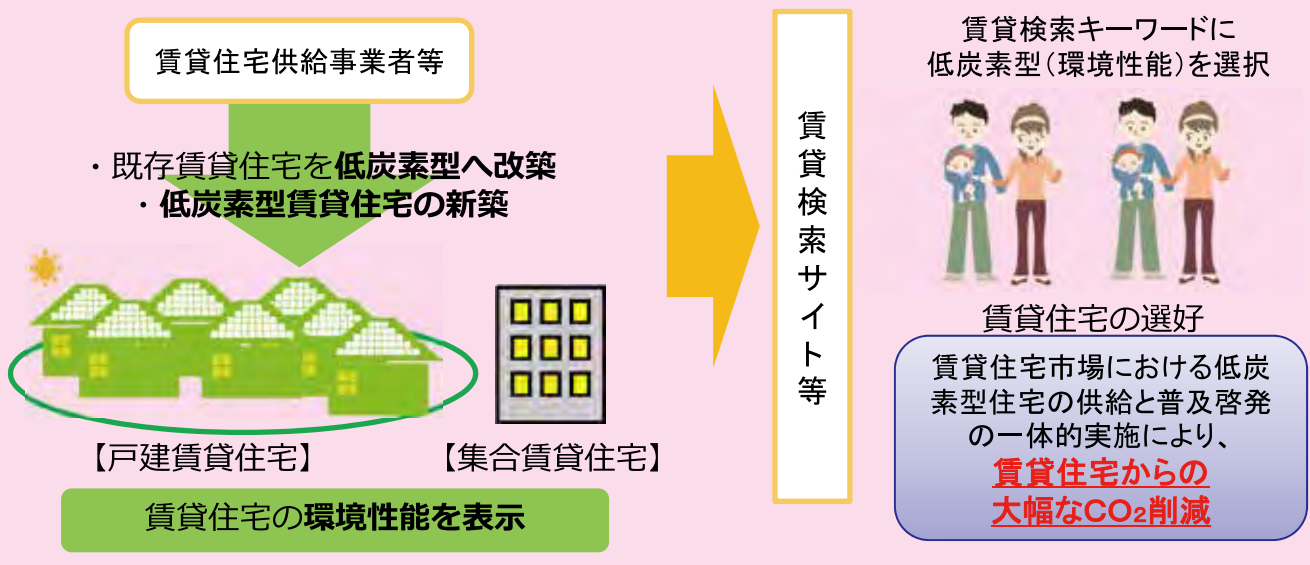
事業内容

(1) 低炭素型の賃貸住宅の普及促進

一定の環境性能を満たす賃貸住宅を新築・改築する場合に、追加的に必要となる高効率な給湯、空調、照明設備等の導入を支援し、省 CO₂ 性能に優れた賃貸住宅を普及促進します。

(2) 賃貸住宅の環境性能の表示による低炭素型賃貸住宅選好の機運の向上と自発的な市場展開

賃貸住宅の環境性能を表示し、賃貸住宅市場における低炭素価値の評価と、インターネット等を活用して広く一般に効果を周知し、消費者が低炭素型の賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的な低炭素型賃貸住宅市場の展開を図ります。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：賃貸住宅を建築・管理する者

2. 対象事業：①一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも 20%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準よりも 10%以上省エネな賃貸住宅を改築する事業（再エネ算入不可）
②一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも 10%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準と同等以上の賃貸住宅を改築する事業（再エネ算入不可）

3. 補助割合：①対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：60 万円/戸）

②対象経費の 1/3 を上限に補助（上限：30 万円/戸）

ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 2.8億円

目的・意義

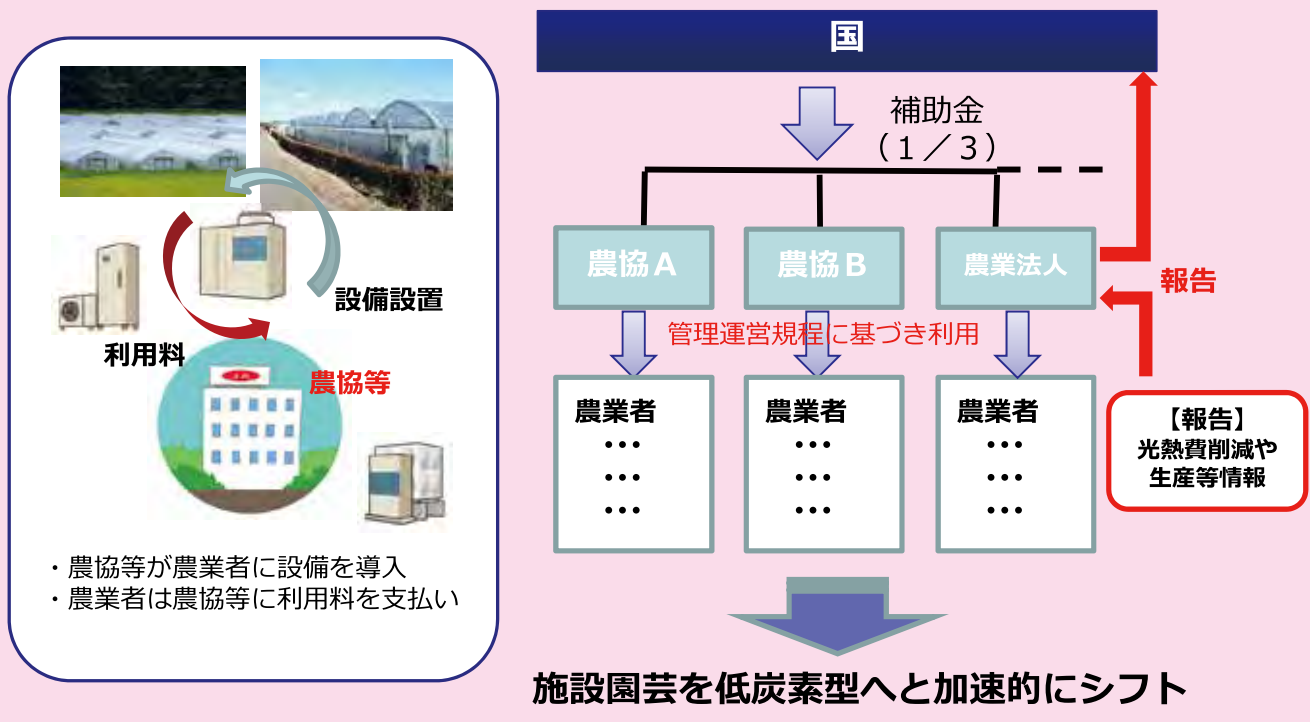
農業におけるエネルギー利用は石油に大きく依存しており、中でも施設園芸はCO₂排出量の多くを占めていることから、エネルギー起源のCO₂排出削減のためには、今後、施設園芸分野の省CO₂化を進めて行く必要があります。

CO₂排出削減のためには、ヒートポンプ設備の導入が効果的ですが、農業者は慣れ親しんだ営農を継続する傾向が強く、低炭素化へのシフトが難しい一面があります。

低炭素化を進めるためには、農協等が中心となり推進していくことが効果的であることから、農協等が自ら低炭素化設備の導入を行う事業を支援します。

事業内容

低炭素化設備の導入事業を行う農協等に対し、低炭素化設備の導入を支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：農協、農事組合法人、農業生産法人等の農業法人
2. 対象事業：農業法人等がヒートポンプ設備を農家に貸出し、低炭素化を推進する事業（ヒートポンプ※導入前後で10%以上のCO₂排出削減が見込まれるもの）
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助

先進対策の効率的実施による CO₂ 排出量大幅削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 37.0億円

目的・意義

業務ビルや工場等における CO₂ 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO₂ 排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的に CO₂ 排出量を大幅に削減するものです。本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

事業内容

(1) システム運用、削減量の検証業務(委託)

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用、事業運営のためのガイドラインの作成、CO₂ 排出量・削減量の検証等を実施します。

(2) 先進的高効率機器の導入補助(補助)

業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的高効率機器を導入する事業者に対し初期投資費用の1/3を上限とした設備補助を行います。補助申請者には、導入した設備導入(先進対策)と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告していただきます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：業務ビルや工場等における環境省指定の先進的高効率機器の導入を行う事業
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助(上限2億円)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：システムの運用、平成26年度間接補助事業者の削減量の検証業務等を行う事業

地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

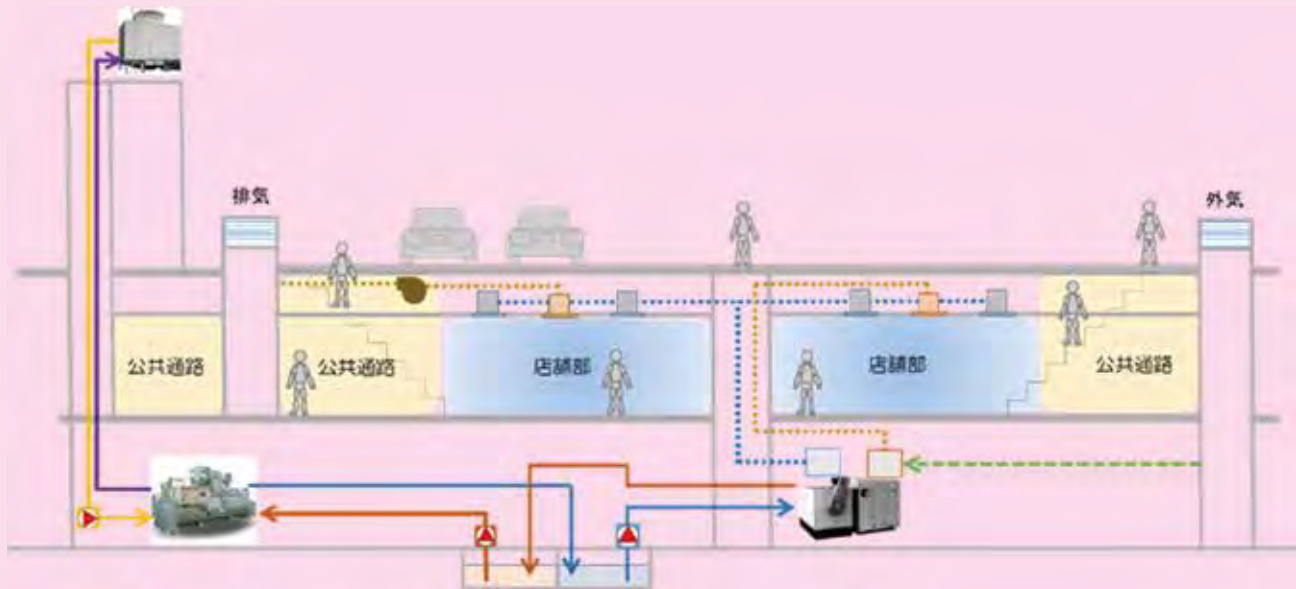
高度成長期から40年以上が経過し、商業施設や業務ビルの集積した街区の地下街等が老朽化しており、再開発やエネルギーコストを軽減するための改修等が検討されています。

特に、地下街は、その構造上ほぼ16時間/日以上照明を使用し、また空調についても年間を通して長時間使用するなど、エネルギー使用量は地上の市街地と比較して大きく、CO₂排出量も大きいと考えられ、抜本的な削減対策が政策上必要と考えられます。

本事業は、全国で約80箇所存在する地下街のうち、都市部において地方公共団体と出資や業務提携等により連携している事業者や第三セクター等が、地下街を中心にその周辺の地下街区等の低炭素化をするための事業を行う場合に、事業に必要な経費の一部を支援し、大都市部CO₂削減対策を推進します。

事業内容

平成26年度事業の成果を踏まえ、特に大きなCO₂削減効果が見込める地下街を対象に、設備更新や運用改善、熱エネルギーのカスケード利用等の対策に要する経費の一部を補助します。



地下街の機械設備(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地下街の運営者（地方公共団体が出資、または業務提携している団体に限る）
2. 対象事業：地下街低炭素化のための設備更新を行う事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 29.7億円

目的・意義

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送におけるCO₂排出削減を図ります。

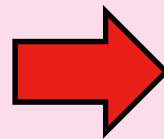
事業内容

中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えを促進するため、補助金を交付します。交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績を求め、これによりエコドライブに対する事業者の意識の向上等を図ります。

この取組みにより、営業用貨物車のうち平成16年度以前（新長期規制前）に新規登録された車両の割合を平成24年度比で20%以上低減することを目標とします（平成24年度末57%、平成25年度末52%）。

中小事業者のCO₂排出削減対策 （中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業）

・使用年数の長い古いトラック



省エネ法において
輸送事業者の目標とされている
1%以上の燃費改善効果

環境対応型
車両への代替

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：トラック運送業者（中小事業者に限る）
2. 対象事業：中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応型ディーゼルトラックへの買い替え
3. 補助要件：・平成16年度以前に新規登録した事業用トラックから環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えに限る。
・エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求める。
4. 補助額：大型車 100万円、中型車 70万円、小型車 40万円

モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

28年度予算額（案） 3.5億円

目的・意義

運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約9割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きいのが現状です。

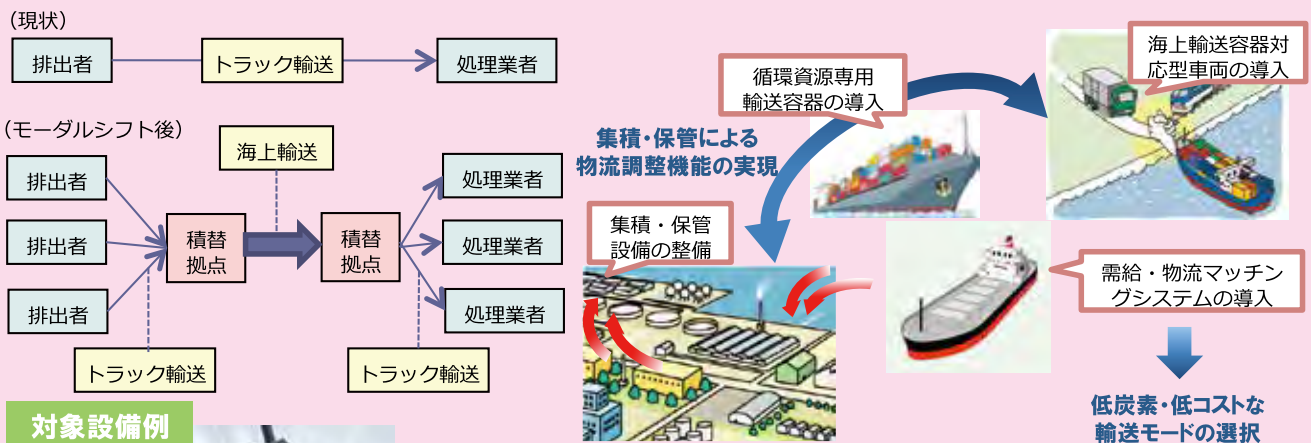
本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

事業内容

循環資源のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費（循環資源取扱設備の導入経費を含む。）に対して補助を行います。

低炭素型静脈物流システムとは

循環資源の排出から集荷、積替・保管、配船、リサイクル・最終処分施設への搬入に至る一連の工程を含む輸送システムのうち、モーダルシフトや輸送効率化等を通じてシステム全体からのCO₂排出量の削減を実現するもの。



対象設備例



循環資源輸送容器（コンテナ）及び循環資源運搬設備（シャーシ）の例

既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業
(2) (1)の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

(1)の対象経費	運航費、システム導入費、効果検証費等
(2)の対象設備	循環資源専用の輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等

3. 補助割合：(1) 対象経費の2/3を上限に補助*
(2) 対象経費の1/2を上限に補助
※複数年度にわたる事業の場合、2年度目は1/2、3年度目は1/3を上限に補助

物流分野における CO₂ 削減対策促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 37.0 億円

目的・意義

物流システムは、我が国の経済・社会の維持・発展に不可欠な基盤的システムの一つですが、人口の減少や高齢化等の社会状況の変化により、物流システムは転換期を迎えています。また、我が国の温室効果ガス削減目標においては、運輸部門全体で約3割の削減を求められています。

この状況を捉えて、鉄道等へのモーダルシフトをはじめとして、倉庫、港湾、空港等の物流拠点の低炭素化、荷役設備や機器の低炭素化、さらには水素社会実現へ向けた最先端技術の導入により、物流システム全体で大幅な低炭素化を促進することを目的とします。

事業内容

物流システムの整備にあたって、低炭素という付加価値を組込む以下の事業を対象にして支援をします。

1. モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

自動車輸送を中心とする物流システムから、鉄道や海上輸送を最大限活用するモーダルシフトに取り組む事業、又はトラック輸送の効率化等のための共同輸配送に取り組む事業を構築します。

2. 物流拠点の低炭素化促進事業

物流の中核となる物流倉庫等の低炭素化と物流の効率化に総合的に取り組む事業を促進します。

3. 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道を活用したモーダルシフトに取り組むモデルを構築します。

4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

海・陸上の物流システムが交差する拠点である港湾地域において、荷役作業に伴い多くの CO₂ が排出されているため、低炭素で高効率な荷役機器を導入し、さらには災害時においても円滑な荷役作業体制を確立する事業を推進します。

5. 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

既に水素の供給体制が整っているか又はそれが見込まれる事業者に対して燃料電池フォークリフトの導入を促進し、また、1 充電当たりの稼働時間が短い従来の鉛蓄電池の課題を克服した電動フォークリフトの導入を促進します。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業（国土交通省連携事業）

(ア) 鉄道・海上輸送への転換促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：物流事業者等

②対象事業：中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するために必要となる設備（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するため、補助シャーシを導入しトラックから船舶にモーダルシフトするなど。

<補助対象>

設備導入経費（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）



(イ) 31ft コンテナ導入促進事業【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：31ft コンテナを普及させることにより、トラックから鉄道へのモーダルシフトを促進するため、31ft コンテナを導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

<補助対象>
設備導入経費（31ftコンテナ）



(ウ) 共同輸配送促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：地域内輸送の大部分を占めるトラック輸送の効率化を図るため、効率改善に資する共同輸配送を実現するために要する設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

商店街の各店舗や大規模ビルのテナントへの輸配送を共同化など。
<補助対象>
設備導入経費（輸送機材、荷役機器、情報機器購入費等）



2. 物流拠点の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

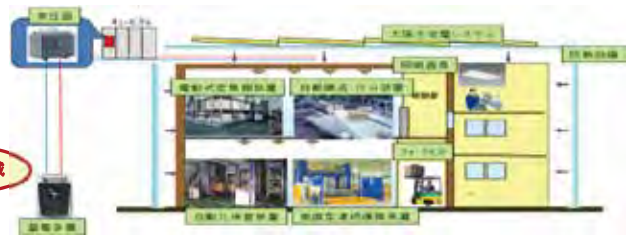
- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：物流の中核となる施設（営業倉庫、公共トラックターミナル）における物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施により、物流拠点を低炭素化する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

<補助対象>
設備導入経費（太陽光発電システム、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置等）

設備の省エネ化による
電力消費量等削減

物流業務の効率化による
1貨物あたりの業務に係る
電力消費量等削減

CO₂排出量削減



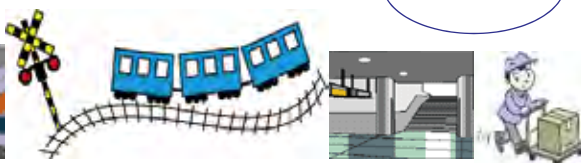
3. 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業（国土交通省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：鉄道事業者、物流事業者等
- ②対象事業：地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道を活用したモーダルシフトに取り組む事業者に対して、必要な旅客車両の荷物用車両への改造や荷役設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

<補助対象>
垂直式・階段式等の搬送機（高架駅等での荷物の搬入出用）、牽引車、フォークリフト、荷物用車両への改造経費（ドア位置の変更や固定装置付加等の車両改造費）

集約
拠点

配送先



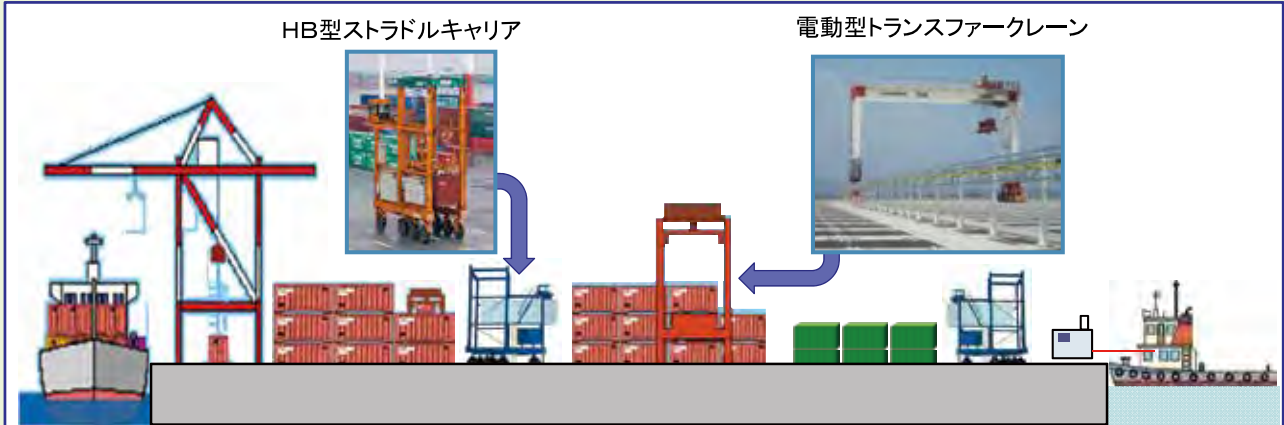
垂直式・階段式搬送機

車両改造費 等

4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）


【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：港湾運送事業者等
- ②対象事業：港湾地域において、電力回収装置付トランスファークレーンやストラドルキャリア等の先進的技術を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助



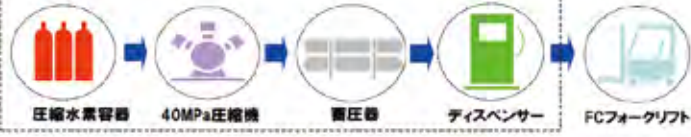
5. 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業（国土交通省連携事業）【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

- ①補助対象者：民間事業者等
- ②対象事業：水素を燃料とする燃料電池式フォークリフト、または、中高出力帯（3.0t以上）の新型電動フォークリフトを導入する事業
- ③補助割合：
 - ・燃料電池産業車両（燃料電池フォークリフト）：対象経費とエンジン車との差額の1/2を上限に補助
 - ・電動産業車両（電動フォークリフト）：対象経費とエンジン車との差額の1/3を上限に補助





燃料電池式フォークリフト(2.5t)

水素供給の流れ



水素容器より水素を供給、40MPaに圧縮して充てんするオフサイト型の水素インフラ設備です。水素インフラ設備内の圧縮機で40MPaまで昇圧し、蓄圧ユニットへ貯蔵後、高圧水素ディスペンサーを通じてFC(燃料電池)フォークリフトへ供給します。

（※新関西国際空港での実証実験プレスリリースより）

低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要です。

自然環境と調和しつつ浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等を効率的かつ正確に調査・把握し、事業リスクを低減することが必要不可欠です。更に、本格的な普及には設置コストの低減が重要であり、設置コストに占める割合の大きい施工コストの低減が必要不可欠です。

本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及促進を目指します。

事業内容

(1) 洋上海域動物・海底地質等調査促進事業

洋上風力発電の事業化を促進するため、国内で実績がない効率的かつ正確な海域動物・海底地質等調査を行い、当該調査手法を普及させる。

(2) 低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

特殊な大型作業専用船を用いず、施工の低炭素化や効率化等の手法を確立し、標準技術として普及させる。

平成27年度までの環境省事業により、国内初の浮体式洋上風力発電機を開発・実証し、関連技術等を確立



国内初2MW浮体式洋上風力発電機

本格的な普及のためには阻害要因の更なる低減・解消が必要



海域動物観測機器
海域動物・海底地質等
観測システムの実海域
での調査手法を確立



施工クレーン台船
洋上施工を低炭素化・
高効率化する新たな施
工手法等を確立

- ◆ 事業リスクを低減するため、効率的かつ正確な洋上海域動物・海底地質等調査手法を確立
- ◆ 更なる低炭素化・高効率化のため、施工の低炭素化手法や設置コストに占める割合の大きい施工(係留・ケーブル敷設等)コストを低減する施工手法を確立

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 効率的かつ正確な洋上海域動物・海底地質等の調査手法を確立する事業
(2) 低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立する事業
3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

信号情報活用運転支援システムによるエコドライブ推進事業（警察庁連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 1.0 億円

目的・意義

エコドライブは、燃料消費を抑え、もって大気汚染物質及び温室効果ガスの排出を減少させる「地球にやさしい運転」ということができます。

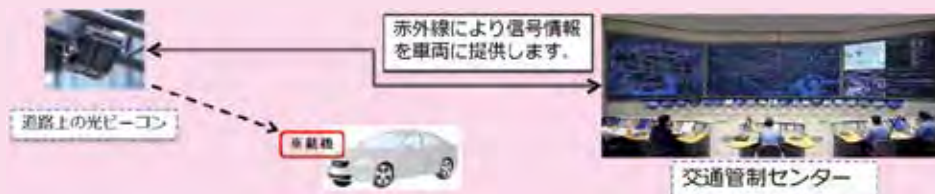
しかし、実際の運転場面においては、多くの車両がそれぞれの判断で運転するため、運転者個人による努力にはおのずと限界があります。

そこで、新たな技術「信号情報活用運転支援システム」を活用し、最新の ICT の力で多くの車に均一の信号の情報を提供し、それによって斉一な交通流を作り出すことにより、エコドライブの実施を支援します。

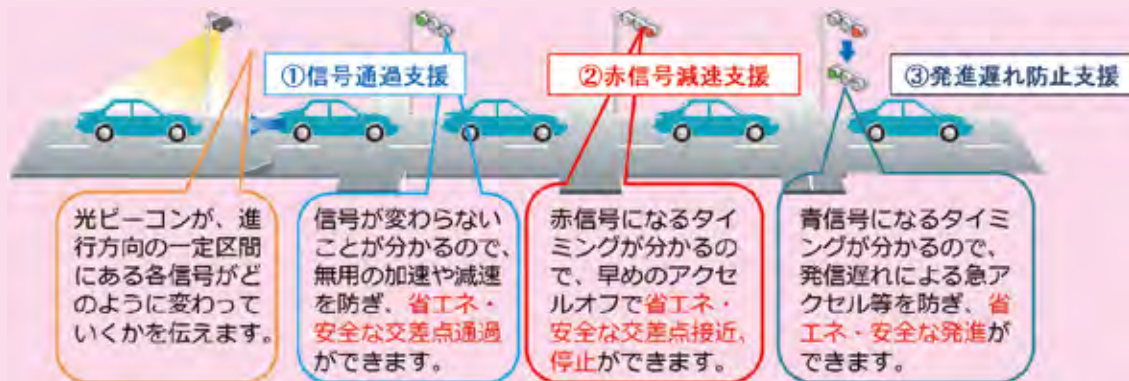
事業内容

以下の機能を持った信号情報活用運転支援システム用車載機の導入を補助します。

信号情報活用運転支援システムの概要



交通管制センターから光ビーコンを通じて、システムに対応した車載機に最新の信号情報を送信し、よりエコな交差点通過（最大約10%の燃費削減（実験値））及びより安全な交差点通過を実現します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間事業者
2. 対象事業：都心部を頻繁に運行するリース車両を対象に、信号情報活用運転支援システムを用いたエコドライブ支援装置（車載機）の導入を支援する事業
3. 補助割合：対象経費の 1/4 を上限に補助（上限 5 万円/機）

地域低炭素投資促進ファンド事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

28年度予算額(案) 60.0億円

目的・意義

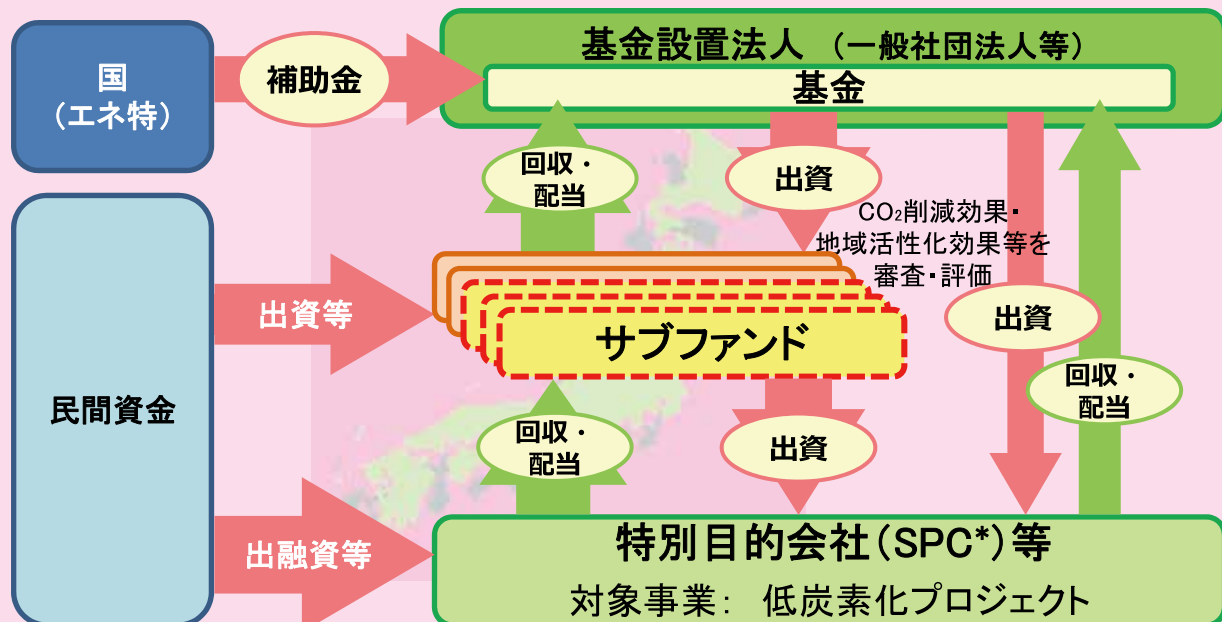
2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠です。本事業では地域における低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することにより、これらのプロジェクトに民間資金を呼び込み、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的とします。

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援します。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施します。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図ります。



*Special Purpose Companyの略。特定の事業のみを営むことを目的に設立される会社。

補助内容

【基金事業】

I. 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域低炭素投資促進ファンド」(基金)を運営

II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援

1. 対象事業の要件:

➢ 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。

➢ 事業を実施する地域の活性化に資すること。

等

2. 出資先:

➢ 対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

28年度予算額(案) 20.7億円

目的・意義

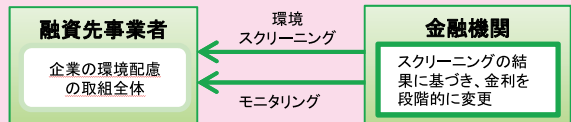
金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図ります。

事業内容

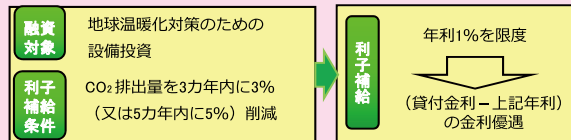
以下に掲げる利子補給事業を実施します。

コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資

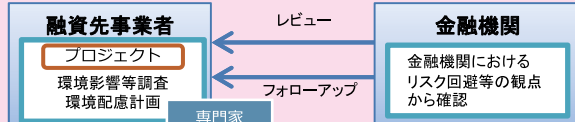


地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケート・ローンを対象とする。

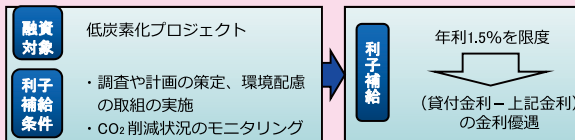


環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資



地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が執行団体を選定の上、補助金を交付
 - II. 補助金の交付を受けた執行団体から金融機関に対し利子補給
1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境配慮型融資（※）のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

条件：融資を受けた年から3カ年以内にCO₂排出量を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減。

利子補給率：年利1%を限度

（※）環境配慮型融資…金融機関が融資先の企業の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境リスク調査融資（※）のうち、低炭素化プロジェクトへの融資。

条件：CO₂排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

利子補給率：年利1.5%を限度

（※）環境リスク調査融資…金融機関が融資先のプロジェクトが及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資。

エコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

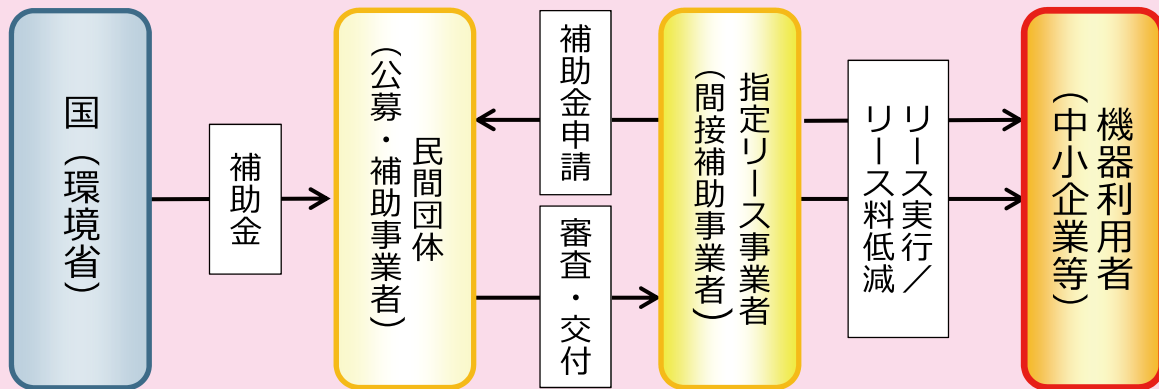
28年度予算額(案) 18.0億円

目的・意義

工場・事業所等で発生した温室効果ガスの排出量は1990年比で大幅に増加しており、当該排出量の大幅な削減が急務です。こうした課題の改善に向けて、低炭素機器の導入は効果的ですが、導入時に多額の初期投資費用(頭金)が必要となる点が障壁となっています。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用して、低炭素機器の普及を促進することを目的としています。

事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の5%以下を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中小企業や個人事業主等とし、他に国による補助制度がある場合には、本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：指定リース事業者
2. 補助対象製品の例：高効率ボイラー、コジェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等
3. 補助率：リース料の5%以下を補助。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。

(補助対象製品のイメージ)



高効率ボイラー



高効率
ショーケース



高効率
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド建機

クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室）

28年度予算額（案） 4.7億円

目的・意義

自主的に環境に優しい商品を選択するという消費者が約8割存在するというアンケート結果を踏まえ、消費者のニーズにマッチした商品を供給するために排出削減プロジェクト等によるクレジットを活用し、クレジットを創出する地域社会への資金還流を促進します。

事業内容

（1）環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業（農林水産省連携事業）

各地域におけるクレジットを活用した個別商品（環境貢献型商品）の開発や販売促進を行おうとする事業者をサポートするため、相談窓口の設置やマッチング等を行う特定地域協議会を支援することで、環境貢献型商品の開発・販売の取組を促進させ、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化

＜環境貢献型商品の例＞



（和紙）



（玩具）



（食品）



（食品）

（2）J-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務

両制度に係る委員会の運営、認証取得の技術的支援、Web等を通じた情報提供により、制度の円滑な運用と信頼性を確保

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：（1）環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：
 - （2）-1 J-クレジット制度の運営
 - （2）-2 登録申請や検証等のプロセスの支援を通じたクレジットの創出支援
 - （2）-3 カーボン・オフセット制度の運営

サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課、地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 2.2億円

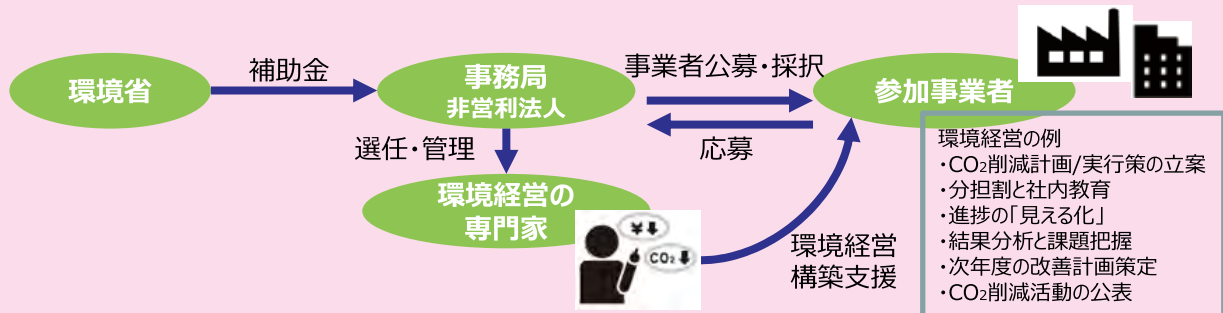
目的・意義

世界全体で温室効果ガス排出量の効率的な削減を進め、中長期的に低炭素社会構築を進めるためには、原料調達や物流、廃棄等サプライチェーンの各段階で排出量を把握・管理し、効率的に対策を取ることが重要です。そのために、サプライチェーンにおける効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、サプライチェーンを構成する他の事業者との協働、中小企業における排出量の可視化および排出量削減の取組支援等を促進します。

事業内容

(1) 中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業(補助)

サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者に、環境経営の専門家を派遣し、環境省が策定した手順に従って環境経営体制の構築支援を行い、CO₂削減の算定や持続可能な排出量削減を促進します。



(2) サプライチェーンにおける削減貢献量評価手法確立事業(委託)

削減貢献量について、産業界等で整理が進んでいる評価方法や海外での議論との整合を取りつつ、排出量算定と併せた考え方を整理し、評価方法の確立を目指します。

(3) サプライチェーン排出量等算定ガイドライン・原単位等整備事業(委託)

最新動向等を踏まえ、サプライチェーン排出量算定ガイドラインや原単位データベース等を改訂します。また、サプライチェーン全体の排出量及び対策実施に伴う削減量が算定可能となる支援ツールを改訂します。

(4) 企業におけるサプライチェーン排出量算定・開示普及推進事業(委託)

事業者向けセミナーの開催等により、事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理に向けた自主的な取組の普及啓発を更に推進するとともに、国内の諸制度と組み合わせることによる同取組へのインセンティブの実現についての検討を実施します。

(5) サプライチェーン排出量等の環境情報を活用した投資促進のための情報開示基盤整備事業(委託)

事業者のサプライチェーンを含んだCO₂排出量等の環境情報等を、投資家の視点で設計された統一的なフォーマットで開示するための基盤整備を推進します。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等

2. 対象事業：(1) 中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業

3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間事業者等

2. 対象事業：(2) サプライチェーンにおける削減貢献量評価手法確立事業

(3) サプライチェーン排出量等算定ガイドライン・原単位等整備事業

(4) 企業におけるサプライチェーン排出量算定・開示普及推進事業

(5) サプライチェーン排出量等の環境情報を活用した投資促進のための情報開示基盤整備事業

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際協力室）

28年度予算額（案） 87.0 億円

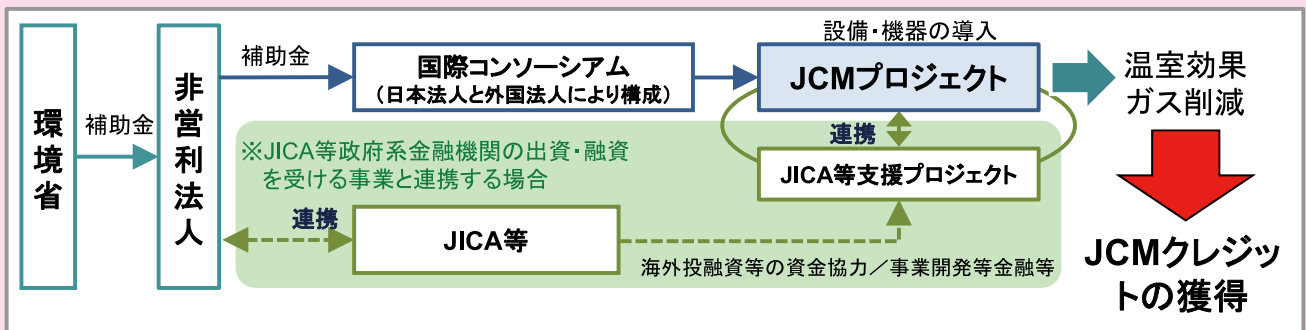
目的・意義

環境性能に優れた低炭素技術・製品は、一般的にコストが高く、途上国への普及が困難という課題があります。これを踏まえ、初期投資費用の一部について資金支援を行うことで、途上国において優れた低炭素技術を活用した機器・製品等を導入させるとともに、実現した温室効果ガス排出削減量を二国間クレジット制度（JCM）に基づくクレジットとして獲得を目指す「JCM 資金支援事業」を行います。

事業内容

(1) プロジェクト補助

途上国において二国間クレジット制度（JCM）を活用したクレジットの獲得を目指し、優れた低炭素技術等を用いた設備の導入に対して補助を実施します。



(2) ADB 拠出

アジアにおける開発と低炭素化を同時に実現するため、アジア開発銀行（ADB）の信託基金に拠出を行い、アジア開発銀行が実施するプロジェクトでの優れた低炭素技術の活用を推進し、JCM クレジットの獲得を目指します。



産業用高効率空調(インドネシア)



太陽光発電（パラオ）



デジタルデータログの導入（バトナム）

補助内容等

(1) プロジェクト補助

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）
 1. 補助対象者：民間団体
 2. 対象事業：優れた低炭素技術等を活用してエネルギー起源 CO₂ 排出を削減する事業（国際協力機構（JICA）や他の政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携する事業を含む）
 3. 補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

(2) ADB 拠出

[拠出金]

- I. 環境省がアジア開発銀行の信託基金の資金を拠出

II. 基金の対象事業

ADB プロジェクトにおいて、高い CO₂ 排出削減効果を期待できる優れた低炭素技術を追加的に導入する事業

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、国際地球温暖化対策室)

28年度予算額(案) 14.0億円

目的・意義

我が国の優れた低炭素技術は途上国でもニーズが高く、攻めの地球温暖化外交に不可欠ですが、日本の低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性があります。

このため本事業では、日本の低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的なリメイクを行い、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、途上国市場の獲得及びCO₂削減を同時に達成すること、それと同時に、こうした開発の過程で生み出されたイノベーションにより国内企業のグローバル競争力の強化を目的とします。

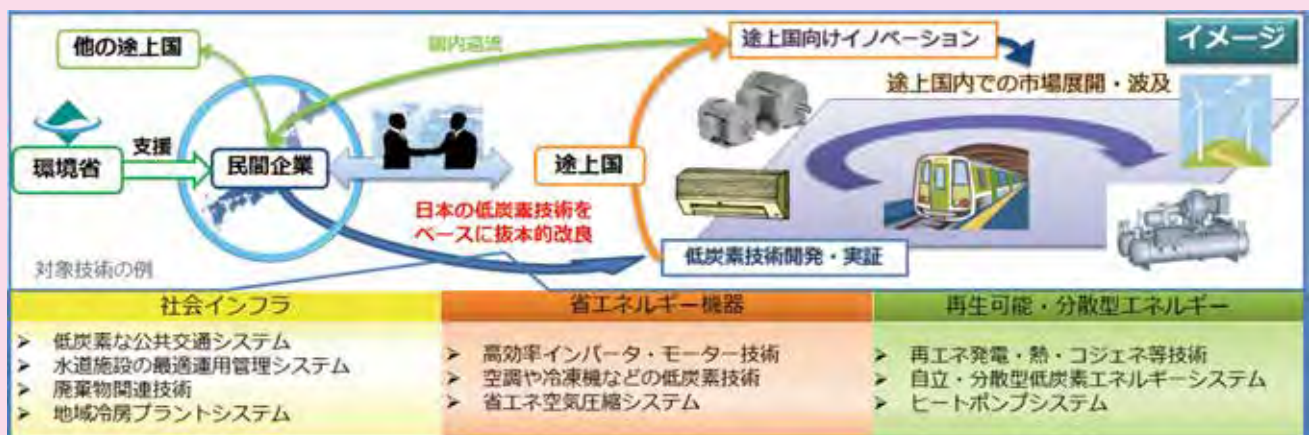
事業内容

(1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査事業(委託)

途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮し、途上国において普及可能性の高い技術・製品のリノベーション(用途や機能の変更による性能や価値の向上)要素を抽出します。

(2) 途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業(補助)

途上国における低炭素技術の普及につなげるため、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等

2. 対象事業：(2) 途上国ごとの特性を基にした低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う事業

3. 補助割合：中小企業：対象経費の2/3を上限に補助、中小企業以外：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等

2. 対象事業：(1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査

風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）

（担当：総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室）

28年度予算額（案） 8.9億円

目的・意義

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの導入を拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電（以下「風力発電等」という。）については、騒音、動植物（バードストライク等）及び景観等への環境影響が懸念されています。

風力発電等の導入に当たり、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境影響評価に活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質の高い環境影響評価を効率的に実施できるようにします。

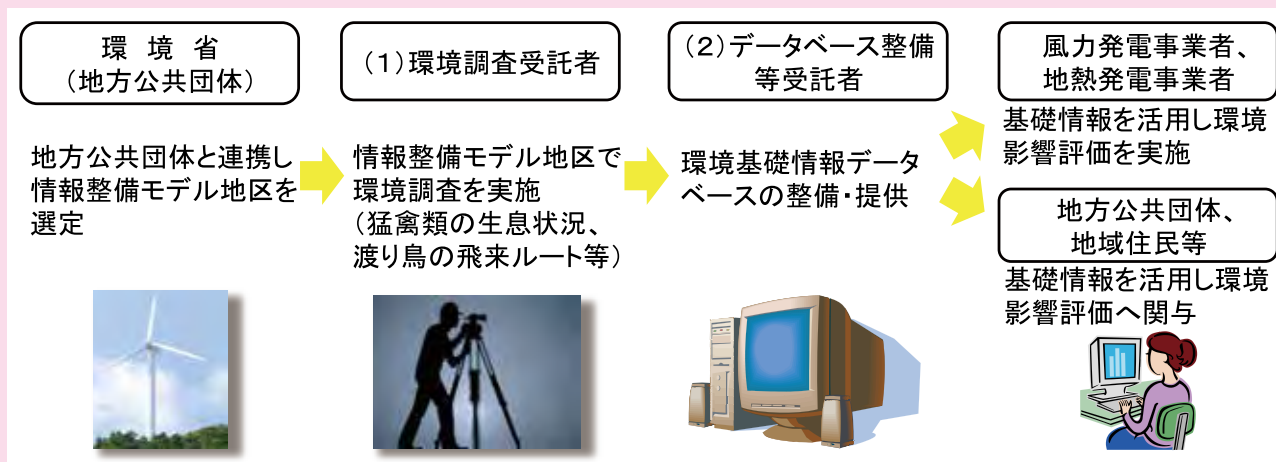
事業内容

(1) 環境基礎情報の調査

風況や賦存量等の情報により風力発電等の適地と考えられる地域の中から、地方自治体と連携の上で、本事業の対象となる情報整備モデル地区を選定し、当該地区において環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）を調査・収集します。

(2) 環境基礎情報の整理・公開等

地方公共団体等が有する動植物分布情報や、国内外の技術情報等、全国の既存情報を収集・整理し、(1)の調査結果とあわせてデータベースとして整備・提供します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査等を行う事業
(2) 全国既存情報の収集・整理及びデータベースの整備・提供等を行う事業

国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業

(担当：自然環境局国立公園課・野生生物課)

28年度予算額(案) 7.0億円

目的・意義

2030年までに、総発電電力量の22～24%を再生可能エネルギーとすることが政府目標とされており、再生可能エネルギーの導入を加速する必要があります。

一方で、再生可能エネルギーの導入と自然環境保全の両立も必要であり、各種対策を進めてきました。自然環境や地元配慮した再生可能エネルギーを円滑に導入促進するためには、事業の途中段階で自然環境保全や地元の合意形成の観点から事業の推進が困難となる事例を減らすことが必要です。

そのため、国立公園等の国として保全すべき自然環境保全上重要な地域の自然環境情報を事業者へ提供することにより効率的な立地選定の促進を目指します。

事業内容

国立公園内等で再生可能エネルギー立地選定に必要な自然環境情報を収集し、事業者へ提供します。

- ・ 開発の立地選定段階からの環境配慮をサポート
- ・ 地元との合意形成の円滑化
- ・ 投資リスクの低減



自然環境や地元配慮しつつ政府目標を達成

委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：国立公園等の国として自然環境保全上重要な地域での再生可能エネルギーの立地選定に必要な自然環境情報等を網羅的に収集する事業

CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

28年度予算額(案) 65.0億円

目的・意義

2030年までの温室効果ガス26%削減の達成に向け、あらゆる分野において更なるCO₂排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠です。本事業では、将来的な地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO₂削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を政策的に推進し、CO₂排出量の大幅な削減を目指します。

事業内容

将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を重点的に支援することにより、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術の確立を目指します。

地球温暖化対策強化につながる技術開発・実証の例



目的: 再エネ由来水素による運輸部門省CO₂強化
内容: 70MPa小型水素ステーションの開発
✓ コンプレッサーなしの70MPa高圧水電解システムの開発、水素製造能力2.5kg/日
✓ 70MPa水素ステーションのパッケージ化

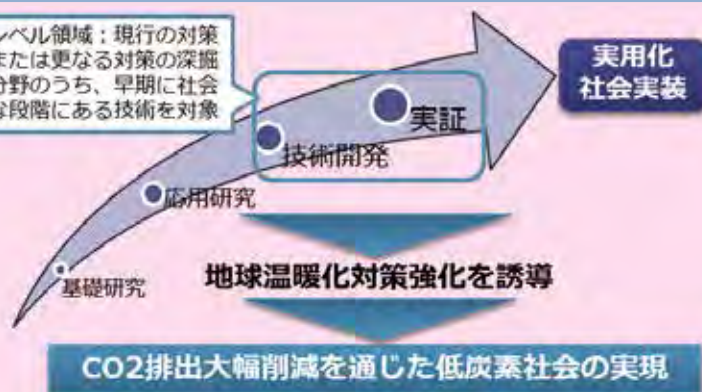


目的: 建築物の徹底的なCO₂削減
内容: 中小規模建物の低炭素化(ZEB化)実証
✓ 先進的タスク&アンビエント照明・空調システム、排熱利用による更なる省エネ(75%減)
✓ 創エネ25%と併せた年間のゼロ・エネルギー化



目的: 上水道分野における省CO₂強化
(浄水場等の未利用エネルギーの活用)
内容: 管路用高効率小水力発電システムの開発
✓ 管路用水車の高効率化・低コスト化
✓ 設置面積半減、発電コントローラのパッケージ化

対象の技術レベル領域: 現行の対策が不十分、または更なる対策の深掘りが可能な分野のうち、早期に社会実装が可能な段階にある技術を対象



委託・補助内容

1. 委託・補助対象者：民間団体、公的研究機関、大学等
2. 対象事業：将来的な地球温暖化対策強化につながる技術の開発・実証を行う事業
※ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減や森林などの吸収源に関する技術開発等は対象外です。
3. 内 容：委託、補助(補助割合：対象経費の1/2を上限に補助)

未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 19.0億円

目的・意義

東日本大震災を経験した我が国では、将来及び現下のエネルギー制約を踏まえ、エネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠です。その実現のため、社会・ライフスタイルに関係の深いエネルギー消費機器に係る技術イノベーションを早急に進めることが必要であり、本事業では各種デバイスの高効率化を図ることにより、徹底的なエネルギー消費の削減を実現する技術開発・実証を行います。

事業内容

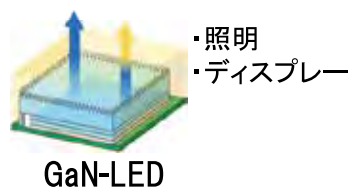
民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、空調、サーバー、動力モーター等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質 GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を実施するとともに、現行の技術の成熟度を3年間で大幅に引き上げる目標を設定し、事業終了後の早期実用化につなげます。

技術開発の対象例



開発する高効率デバイス(光デバイス・パワーデバイス)

高効率光デバイス



大電流・高耐圧パワーデバイス



社会全体のエネルギー消費の大幅削減とともに、少ないエネルギー消費でも豊かな暮らし・ライフスタイルを実現

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等（※平成28年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：各種電気機器に組み込む超高効率デバイス（光デバイス・パワーデバイス）の設計・開発・検証を行う事業

CCS によるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

（担当：地球環境局総務課低炭素社会推進室）

28年度予算額（案） 60.0 億円

目的・意義

2014年に承認されたIPCC第5次評価報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留（CCS）について、環境に配慮しつつ、2020年頃の技術の実用化を目指します。

事業内容

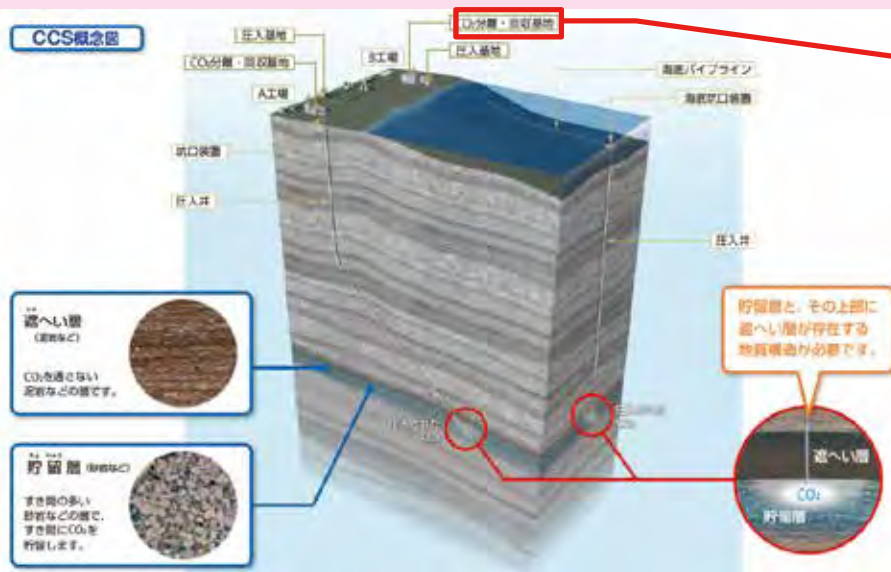
（1）二酸化炭素貯留適地調査事業（経済産業省連携事業）

我が国周辺水域で、海底下地質の広域調査に加えて、範囲を絞った詳細調査を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進めます。

（2）環境配慮型 CCS 実証事業

石炭火力発電排ガスから二酸化炭素の大半を分離回収する場合のコスト、発電効率の低下、環境影響等の評価を行うため、二酸化炭素分離回収設備の建設を進めます。

また、海底下でのハイドレート形成による二酸化炭素漏洩抑制、漏洩時の海底下貯留サイトの修復等、海底下に二酸化炭素を安定的に貯留するに当たって重要となる事項について、課題抽出、対策検討・整理を行います。さらに、施策検討等を通して、我が国に適した CCS の円滑な導入手法を取りまとめます。



有害化学物質の放出を抑制可能な二酸化炭素分離回収設備（イメージ）

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：（1）二酸化炭素貯留適地調査事業
（2）環境配慮型 CCS 実証事業

環境調和型バイオマス資源活用モデル事業(国土交通省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 8.0億円

目的・意義

CO₂削減目標達成のため、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入拡大への期待が高まる中、家畜ふん尿や食物残さ等から得られるメタンを活用したバイオマス発電が展開されています。

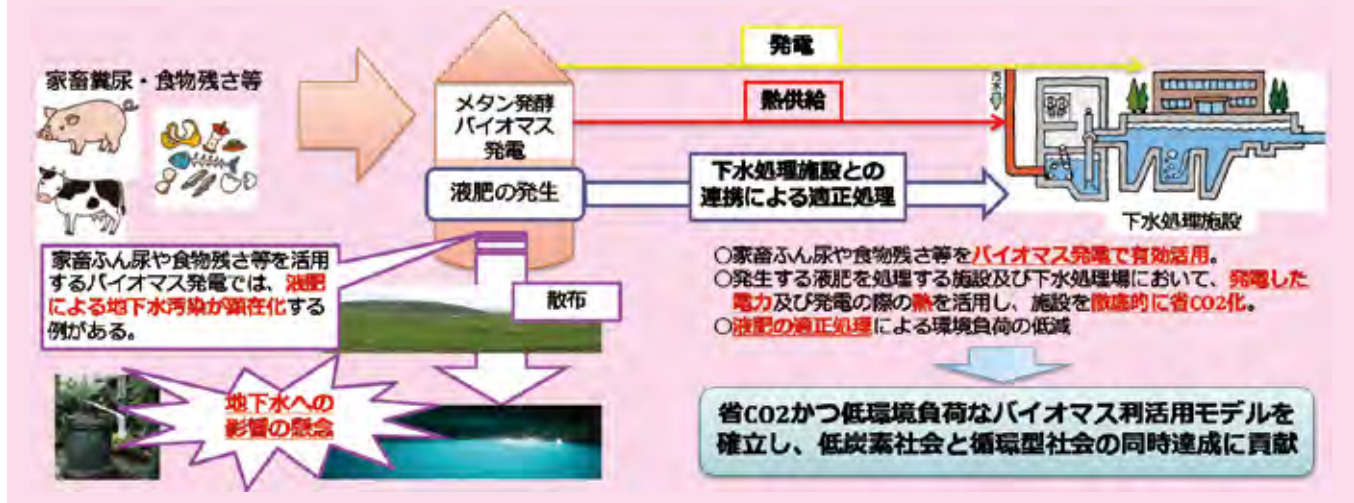
こうしたバイオマス発電において生じる液肥は、これまで牧草地や畑に散布して活用されてきましたが、近年、それによる地下水汚染が指摘される例があります。

本事業は、こうした課題を解決しつつ、省CO₂を同時に達成する新たなバイオマス利活用モデルを実証・確立することを目的とします。

事業内容

地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設にて生じた液肥を下水処理施設で処理を行うことで、地域環境を保全しつつ、当該発電施設で得られた電力・熱を下水処理施設等に供給して省CO₂化を図り、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルの構築を目指します。

液肥の処理に係るエネルギー消費量や発電電力及び熱の量、事業全体でのCO₂削減効果等、モデルの有効性の評価及び他地域への展開に必要な実証を行います。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間事業者等
2. 対象事業：省CO₂かつ低環境負荷なバイオマス利活用モデルを確立する事業

低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

28年度予算額(案) 17億円

目的・意義

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図ります。

また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成すると共に、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を通じ、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させます。

事業内容

(1) 地球温暖化情報並び知見等の整備・情報伝達媒体の制作事業

国民に地球温暖化の危機的状況を分かりやすく伝え、自発的な取組を促すため、信頼できる最新の情報や知見等を活用しながら、世代やライフスタイル等に応じた効果的な情報や伝達媒体を整備する。

(2) 地球温暖化に関する情報周知事業

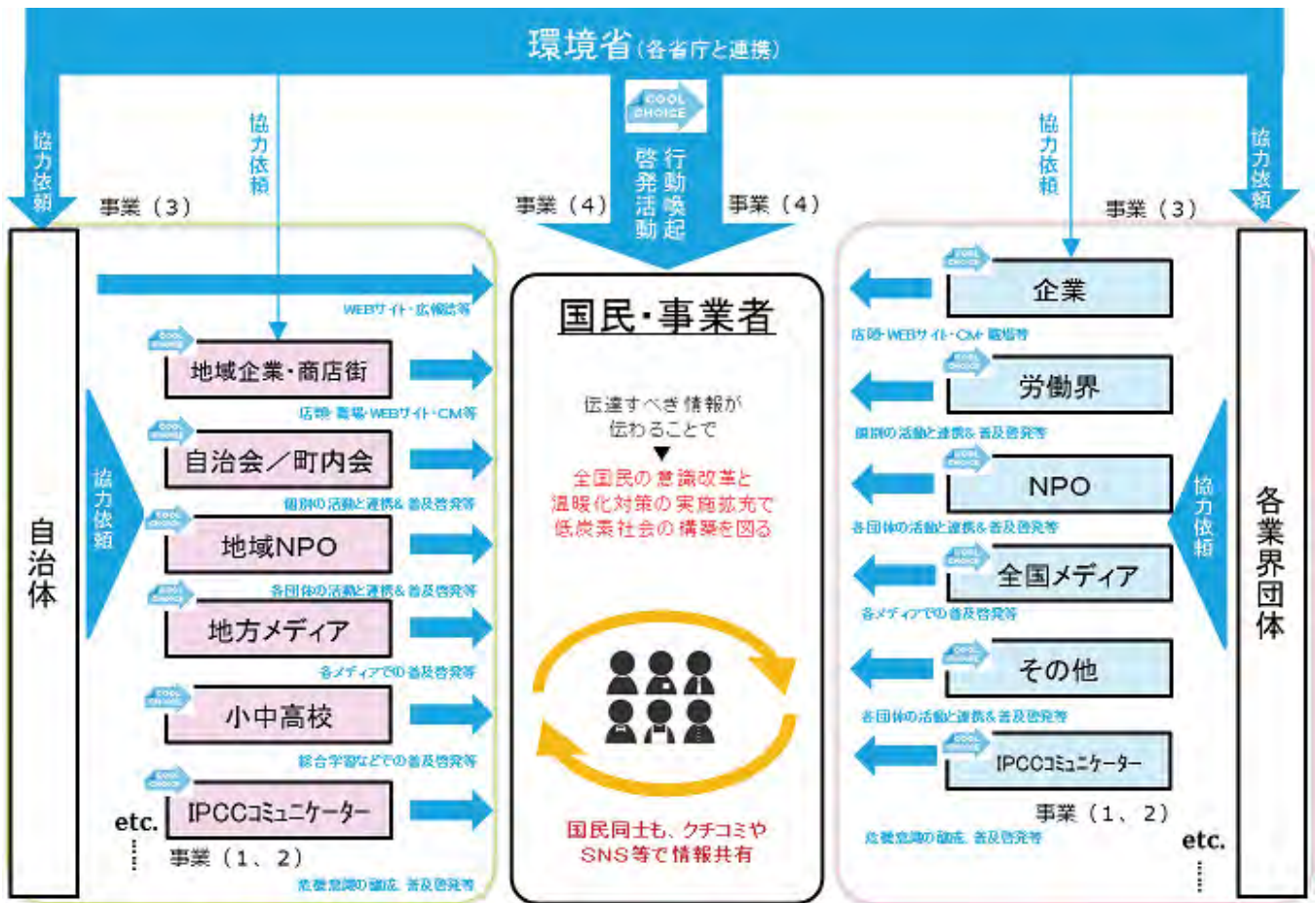
全国民に対して地球温暖化に関する様々な情報を継続的に発信する。情報発信方法・媒体としては、人から人への直接伝達をはじめ、新聞、テレビ、インターネットなど各世代や業種等に適したメディアも積極的に活用する。

(3) 企業や団体等における CO₂ 削減アクション推進事業

温室効果ガス排出量の増加が著しい民生・需要分野について、主に企業・団体等に対して、具体的な行動の促進、働き方の変革、省エネ技術・機器の導入の必要性等を様々なイベントやインターネット、メディア等を活用しながら訴えていくとともに、低炭素社会の構築に向けた省エネ型の製品・サービス・行動を賢く選択する国民運動「COOL CHOICE」を浸透させる。

(4) 家庭や個人のお取組における CO₂ 削減アクション推進事業

民生部門のうち、家庭や個人に対して適切な情報を伝達し、具体的かつ自発的な行動を促進する。具体的には、個人で参加できる取組や身の回りで行うことのできる地球温暖化対策を省エネ型の製品・サービス・行動を賢く選択する国民運動「COOL CHOICE」とともにライフスタイルやワークスタイルとして提案することで、低炭素社会の構築を図る。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 地球温暖化情報並び知見等の整備・情報伝達媒体の制作事業
 (2) 地球温暖化に関する情報周知事業
 (3) 企業や団体等における CO₂ 削減アクション推進事業
 (4) 家庭や個人の取組における CO₂ 削減アクション推進事業

廃棄物発電の高度化支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

28年度予算額(案) 2.6億円

目的・意義

東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割は大きくなることが期待されています。

一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に比べて低いなど、ポテンシャルを十分に発揮できておらず、地域のエネルギーセンターとして機能を高めるには、電力システム改革に対応し、廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームの構築が必要です。

以上を踏まえ、廃棄物発電のネットワーク化について、FS事業を通じて導入に向けた対応方策や事業採算性の検討を行うことなどにより、廃棄物発電の高度化を図ります。

さらに、廃棄物エネルギーの高度利用技術・システムの導入を加速化するため、市町村等において廃棄物処理施設の整備が具体化する前の段階でエネルギー利活用を含めた検討を行うことを促す枠組みについて検討を行うことなどにより、廃棄物処理施設の整備を契機とした廃棄物発電を含むエネルギー利活用の高度化を図ります。

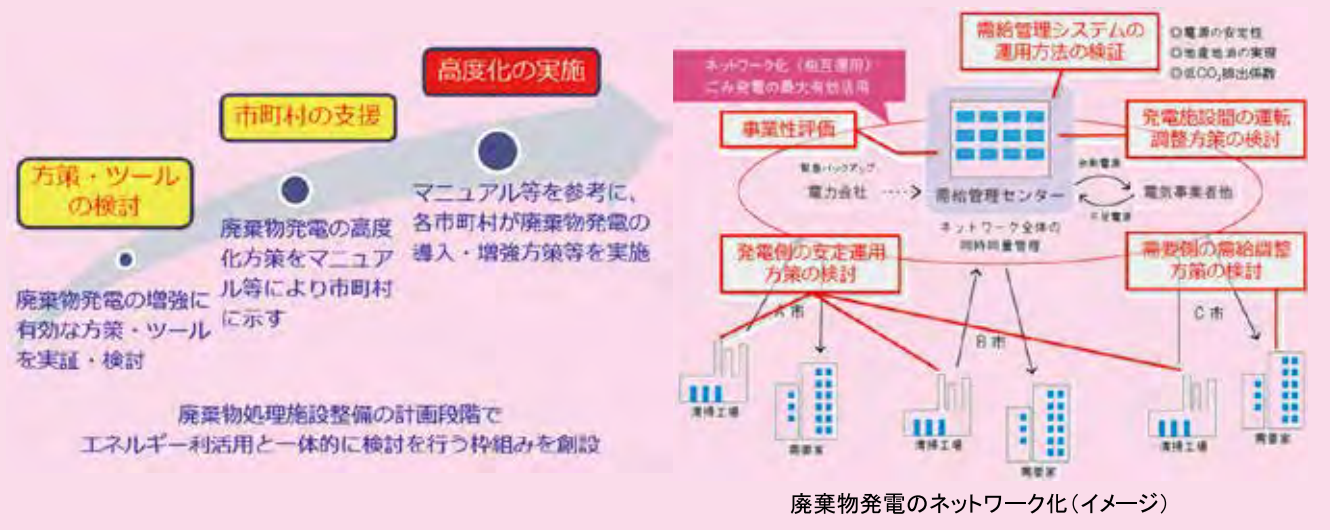
事業内容

(1) 廃棄物発電のネットワーク化FS事業

廃棄物発電のネットワーク化に適した具体的なごみ発電施設を複数選定し、地域関係者と共同して、廃棄物発電施設や電力供給先の電力需給量の把握、電力需給を安定化するスキームの検討等を行い、廃棄物発電のネットワーク化事業としての実現可能性を調査します。まずは、単一市町村におけるネットワーク化を対象に調査を行い、さらに複数市町村におけるネットワーク化に対象を広げて、行政間連携のあり方や運営管理体制の確立についても調査を行います。

(2) 廃棄物エネルギー地域利活用計画策定検討調査事業

廃棄物処理に伴って得られるエネルギーの利活用(電力・蒸気・温水)の方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階で、エネルギー利活用のあり方と一体的に検討を行うことを促す枠組みについて調査・検討を行います。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 廃棄物発電のネットワーク化FS事業
(2) 廃棄物エネルギー地域利活用計画策定検討調査事業

エネルギー起源 CO₂ 排出削減技術評価・検証事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課 他)

28年度予算額(案) 31.5億円

目的・意義

エネルギー対策特別会計の事業の効果的な実施に当たり、予算要求段階から事業の実施中、終了段階における効果測定、重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤整備が必要です。

また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築に当たって、交通体系整備、次世代社会インフラ整備等の分野において、実証事業を通じて CO₂ 削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠です。

このため、本事業では、エネルギー対策特別会計における事業の効果測定及び CO₂ 削減対策・技術の有効性を検証する実証事業等を行います。

事業内容

1. 事業の効果測定等

エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査、事業効果の検証・把握及び再生可能エネルギー導入に係る調査等を行います。

2. 対策・技術の有効性の検証(実証事業)

交通体系整備、次世代型社会インフラ整備及び統合的アプローチによる環境政策の推進といった分野における CO₂ 排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行います。

【内容】

- ① CO₂ 削減対策の手法の検証(個別手法の CO₂ 削減効果の検証)
- ② 対策・技術の削減ポテンシャルの検証(対策・技術の CO₂ 削減ポテンシャルの詳細把握)
- ③ 対策・技術の事業性の検証(対策・技術に要するコスト等の検証)

【対象分野】

交通体系整備： 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)

次世代型社会インフラ整備： 先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業
3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業
省エネ型自然冷媒機器の更なる普及を目指した技術評価事業
地域におけるICT活用による CO₂ 削減調査事業(総務省連携事業)

統合的アプローチによる環境政策の推進： 余剰地下水等を利用した低炭素型都市環境創出のための調査・検証事業

委託内容

1. 事業の効果測定等

(1) 事業の効果検証【担当：地球環境局地球温暖化対策課 他】

- ① 委託対象者：民間事業者
- ② 対象事業：事業効果算定手法の検討、技術動向調査、事業効果の検証・把握及び再生可能エネルギー導入に係る調査等を行う事業

(2) 地方公共団体実行計画事務事業編 PDCA データ把握・評価事業【担当：総合環境政策局環境計画課】

- ① 委託対象者：民間事業者
- ② 対象事業：地方公共団体実行計画事務事業編に基づく取組状況の PDCA 結果の把握等のためのシステム設計等を行うとともに、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定マニュアル」の改定に向けた検討等を行う事業

(3) 地域経済循環分析の発展推進業務【担当：総合環境政策局総務課】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：地域経済循環分析用データベースについて、細分化・最新のデータや自治体の意見等を踏まえた改良を行う事業

(4) 低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①委託対象者：民間事業者等

②対象事業：エネルギー対策特別会計において26年度、27年度に実施した委託事業「低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業」において構築されたNEB（Non-energy benefits）評価指標及び評価手法について検証等を行う事業

(5) CO₂削減技術の評価（CO₂テクノロジーアセスメント）【担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室】

①委託対象者：民間事業者等

②対象事業：革新的なCO₂排出抑制技術及び社会技術の動向を把握し、テクノロジーアセスメントにより、当該技術の環境特性等の評価を実施する。さらに、低炭素社会構築を効果的に推進する社会技術のCO₂排出削減効果の評価手法を確立する事業等

2. 対策・技術の有効性の検証（実証事業）

【交通体系整備】

(1) 物流の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：鉄道コンテナ貨車自体の高さを低床化し、従来鉄道で輸送できなかった海上背高コンテナを鉄道輸送する実証実験を行う事業（支出委任）

【次世代型社会インフラ整備】

(1) 先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

①委託対象者：民間事業者等

②対象事業：地中熱利用事業の効果検証と、新技術を用いた先進的地中熱利用設備の実証事業を通じて、CO₂削減効果や地盤環境配慮に関する定量的評価を行い、最適な環境配慮型の地中熱利用モデルの構築や普及促進方策等を検討する事業

(2) 3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業

【担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：大幅なCO₂排出削減が期待できる様々な3R技術・システムについて、その有効性を検証する事業

(3) 省エネ型自然冷媒機器の更なる普及を目指した技術評価事業

【担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室】

①委託対象者：民間事業者、独立行政法人等

②対象事業：省エネ型自然冷媒機器の省エネ性能等について客観的な分析・評価を行う事業

(4) 地域におけるICT活用によるCO₂削減調査事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：地域におけるICT活用事例等の調査を行い、CO₂排出削減対策としての活用を確立する事業（支出委任）

【統合的アプローチによる環境政策の推進】

(1) 余剰地下水等を利用した低炭素型都市環境創出のための調査・検証事業

【担当：水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：余剰地下水等を用いた屋外暑熱対策によるCO₂削減効果の検証を実施する事業

二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業のうち制度構築・案件形成支援

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際協力室）

28年度予算額（案） 11.9億円

（一般会計の予算額（案）を含む）

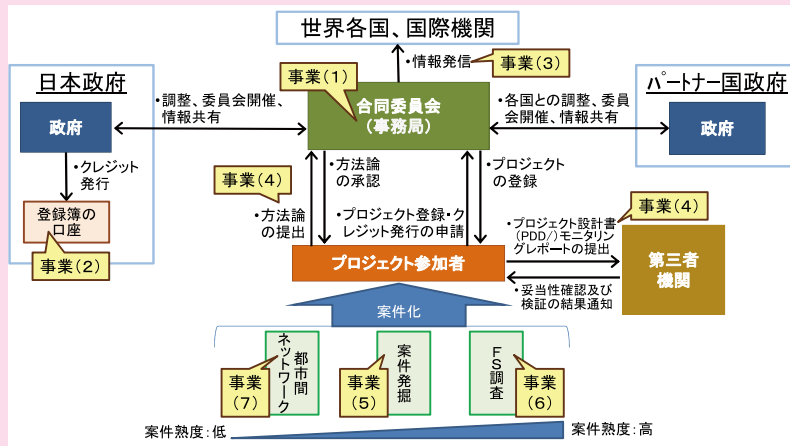
目的・意義

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施により、実現した温室効果ガスの排出削減への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度（JCM）を構築・実施しています。

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成やJCMの実施対象国の拡大に向けた取組、途上国における排出削減プロジェクトの組成支援及びアジア等の途上国における都市・地域等の単位での実現可能性調査を行います。

事業内容

制度設計・運用に係る取組	MRV実施促進・案件発掘・組成	実現可能性調査、都市間連携活用
(1) 制度設計・運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ルール・ガイドラインの整備、合同委員会の運営等 ➢ 次期枠組みのルール構築への貢献 (2) 登録簿の構築・運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出削減量の記録・管理のためのシステムの運用 (3) 情報収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付 	(4) MRV促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個別プロジェクトのMRVの適切な実施を進捗管理 (5) 案件発掘・組成支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象国・地域ごとに有望な低炭素技術についてのマッチングの実施 ➢ 企業や自治体、研究機関等の連携を強化する情報プラットフォームの運営 ➢ 民間金融機関を通じた新たなJCM資金スキーム構築の検討 	(6) 実現可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個別の有望案件に係る実現可能性や削減ポテンシャル等を調査 ➢ 都市間連携を活用し、アジアの都市の低炭素化に向けた実現可能性調査を実施 (7) アジア都市間NW活用低炭素化支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市間ネットワークを活用した低炭素化支援 ➢ 都市間連携により主要都市等におけるマスタープランの作成



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：
 - (1) 二国間クレジット制度の運用等事業
 - (2) 二国間クレジット制度登録簿構築運営事業
 - (3) 二国間クレジット制度の構築に係る情報収集・普及事業
 - (4) 二国間クレジット制度に関するMRV実施促進事業
 - (5) 途上国等におけるJCM案件発掘・組成支援等事業
 - (6) 二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性調査
 - (7) アジアにおける都市間ネットワークを活用した低炭素化の実現支援

循環産業の国際展開に係る海外での CO₂ 削減に向けた実証支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)

28年度予算額(案) 2.5億円

目的・意義

アジア諸国では、経済発展・人口増加により廃棄物問題が深刻化しています。廃棄物分野の特定の技術(ごみ発電、メタン利用、燃料化など)では、廃棄物対策がすなわち CO₂ 削減対策となるため、途上国では、廃棄物分野におけるエネルギー代替利用等による地球温暖化対策への期待が高まっています。他方で、こうした技術を導入するために、現地における技術の確立や現地それぞれの状況(ごみ質等)に適合したオペレーションが必要となってくるため、本事業では、こうした要素を有する我が国の先進的な循環産業の国際展開を促進し、本事業の成果を将来の JCM 事業につなげるなど、廃棄物の適正処理と CO₂ 削減を同時に推進します。

事業内容

(1) 循環産業の CO₂ 排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業
途上国や新興国でのモデルとなる技術確立を目標とした事業の実施。

(2) 循環産業の国際展開による海外での CO₂ 削減支援事業
率先して対策の検討を行うなど、途上国等でのモデルとなる事業の FS 調査等の実施。



委託内容

1. 循環産業の CO₂ 排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業

1. 委託対象者：民間企業等
2. 対象事業：途上国におけるコベネフィット型事業の試験調査(及び実現可能性調査)を行う事業

2. 循環産業の国際展開による海外での CO₂ 削減支援事業

1. 委託対象者：民間企業等
2. 対象事業：海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスの提供や施設の建設を行う事業であって、今後数年以内に事業開始を計画している事業(CO₂削減が主たる目的となるもの)

アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

(担当：水・大気環境局総務課 水・大気環境国際協力推進室)

28年度予算額(案) 7.7億円

目的・意義

アジア地域の途上国では急速な経済発展に伴う都市化や人口増加により水質汚濁等が深刻化しています。環境省では急激な成長を続けるアジア太平洋地域において、日本の優れたコベネフィット技術の実現可能性調査や能力構築等を実施することにより、温室効果ガスの削減及び水質汚濁、越境大気汚染等の環境汚染対策の強化、水ビジネスの海外展開支援を図ります。

事業内容

(1) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証及びモデル事業

政府間の合意などに基づく協力に加え、省エネ型水処理技術、水処理過程で発生した汚泥の資源化技術等、水環境分野におけるコベネフィット技術を対象に、海外展開が有望な国内技術を公募し、現地調査や小規模施設を用いた実証等を通じてアジア各国におけるコベネフィット効果の検証、現地関係者との関係構築を進め、日本の高度なコベネフィット技術のアジア各国への導入を検討します。

省エネ型水処理技術等を公募

実現可能性調査(FS)、現地実証試験

事業効果検証、各国への導入検討



既存の排水処理槽



省エネ型水処理技術

(2) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用

国連環境計画 (UNEP)、クリーン・エア・アジア (CAA) に対して拠出を行い、政府・研究者のネットワーク形成に資する合同フォーラムの開催、及び大気環境管理の評価等を支援します。

(3) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備

大気汚染等の緩和・低炭素化に資する日本の経験や環境技術情報を整理し、地方自治体、企業、研究者などが連携してアジア各国の大気汚染等の緩和・低炭素化に貢献できるような体制作りを促進するとともに、現地セミナーや研修員の受け入れ、モデル事業や共同研究等の実施を支援します。

委託内容等

【委託事業】

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) アジアにおける水環境分野のコベネフィット型事業の実現可能性調査や実証試験を行う事業及び政府間合意等に基づくコベネフィット協力事業
(3) 中国をはじめとしたアジア地域におけるコベネフィット型環境対策推進に向けた能力構築・体制整備を行う事業

【拠出金】

1. 拠出対象者：UNEP、CAA
2. 対象事業：(2) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用に係る事業

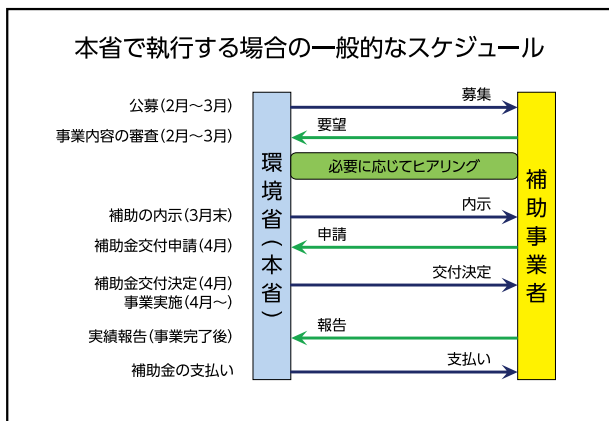
【1 補助事業の概要】

①補助事業の執行の方式

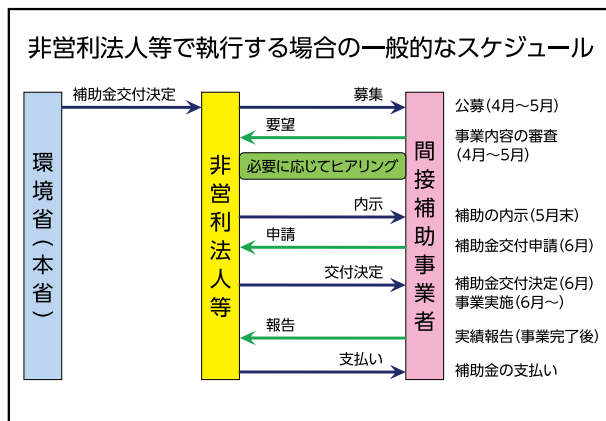
補助事業の執行の方式としては、本省が執行するケース（直接補助事業）、本省が非営利法人等に補助金を交付し、同法人等が執行するケース（間接補助事業又は基金事業（同法人が執行にあたり基金を造成する事業））があります。

②補助金執行の一般的なスケジュール

（直接補助事業）



（間接補助事業）



※本省で執行する事業の公募については、環境省のホームページにおける公募情報に掲載します。非営利法人等で執行する事業の公募については、環境省が採択した非営利法人等のホームページでお知らせします。

【2 委託事業の概要】

委託事業については、公募又は一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等により事業者を決定します。詳しくは環境省又は連携省庁のホームページに掲載の公募や調達の情報をご確認ください。

【3 支出委任の概要】

支出委任を行う事業については、執行に係る事務手続きを連携省庁にて行います。

環境省担当窓口

○環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL: 03(3581)3351 (代表)

【担当課室】 各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

地球環境局総務課低炭素社会推進室

地球環境局国際連携課国際協力室

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(一般廃棄物担当)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(産業廃棄物担当)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

総合環境政策局環境計画課

総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室

総合環境政策局環境経済課

総合環境政策局環境影響評価課

総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

水・大気環境局総務課水・大気環境国際協力推進室

水・大気環境局自動車環境対策課

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

自然環境局温泉地保護利用推進室

自然環境局自然環境計画課

自然環境局国立公園課

自然環境局野生生物課

【地方環境事務所】

地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課（北海道）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F
TEL：011（299）1952

東北地方環境事務所環境対策課（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F
TEL：022（722）2873

関東地方環境事務所環境対策課

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL：048（600）0815

中部地方環境事務所環境対策課（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL：052（955）2134

近畿地方環境事務所環境対策課（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F
TEL：06（4792）0703

中国四国地方環境事務所環境対策課（鳥取県、岡山県）

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階
TEL：086（223）1581

中国四国地方環境事務所広島事務所環境対策課（島根県、広島県、山口県）

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1F
TEL：082（511）0006

中国四国地方環境事務所高松事務所環境対策課（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F
TEL：087（811）7240

九州地方環境事務所環境対策課

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
TEL：096（322）2411